

第2部 全体構想編



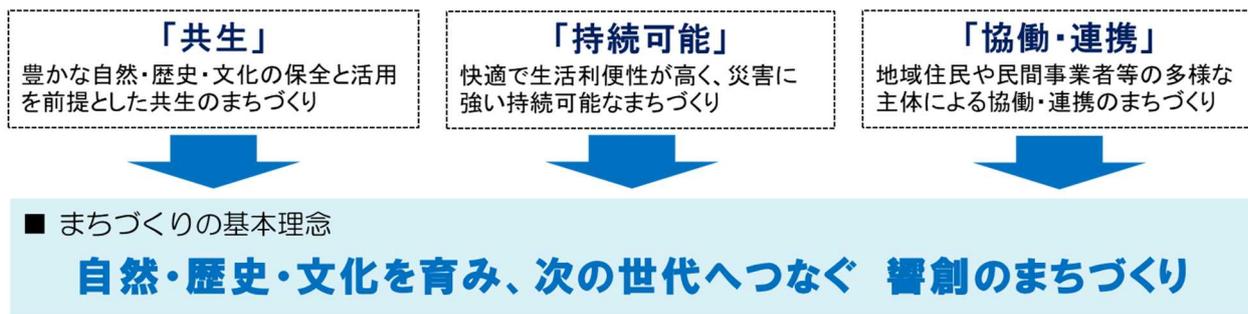
第1章 まちづくりの 基本理念と目標



第1章 まちづくりの基本理念と目標

(1) まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、本市のまちづくりの指針となるものとして、平成22年に策定した唐津市都市計画マスタープランの基本理念「響創のまちづくり」や、これからのまちづくりにおけるキーワードとなる「共生」「持続可能」「協働・連携」を踏まえ、次のとおり定めます。



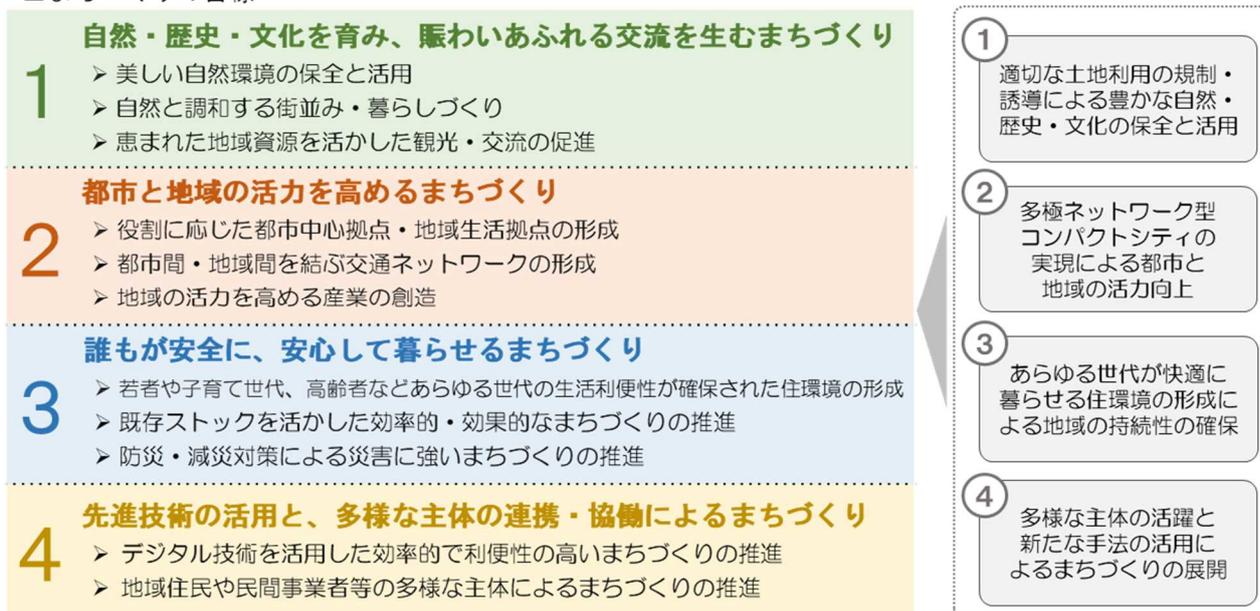
<将来都市像（めざすまちの姿）>

都市計画マスタープランの上位計画である唐津市総合計画（第3次）では、めざすまちの姿として、「魅力ある自然・歴史・文化にあふれた 住みたい 訪れたい 選ばれるまち 唐津」を設定しています。都市計画マスタープランにおいても、まちづくりの基本理念のもと、唐津が誇る自然・歴史・文化が、人々の生活や産業と調和した魅力ある都市空間を形成し、「住み続けたい」「また訪れたい」と感じてもらえるようなまちを目指します。

(2) まちづくりの目標

まちづくりの基本理念のもと、前章で整理（体系化）したまちづくりの課題に取り組んでいくため、4つの「まちづくりの目標」を設定します。

■まちづくりの目標



目標Ⅰ 自然・歴史・文化を育み、賑わいあふれる交流を生むまちづくり

本市の魅力である自然環境・歴史・文化資源を守り、育み、次世代に継承するとともに、これらを効果的に活用することにより、賑わいと交流の創出につながるまちづくりを進めます。

◆美しい自然環境の保全と活用

玄海国定公園や天山県立自然公園など、本市の大きな魅力である自然環境は、次世代に継承すべき貴重な地域資源であることから、各種法令を適切に運用しながら、適正な土地利用規制や誘導を行い、維持・保全していきます。

また、松浦川、玉島川及び唐津湾などの水環境についても、地域に応じた生活排水対策等により、健全な姿で後世に継承するよう努めます。

◆自然と調和する街並み・暮らしづくり

豊かな自然環境と都市が調和し、その中に暮らしが溶け込む姿は、本市の魅力の1つであることから、今後も自然環境との調和に配慮していくことが必要です。このため、市街地外縁部などの開発が進む地域においては、都市計画法のほか、他法令による土地利用規制を適切に運用しながら、自然環境との調和を図ります。

また、豊かな自然を背景とした農山漁村集落については、過疎化の問題や市内外の人々の多様な居住意向に対応した活用・整備を進めるほか、自然災害への対策など、安全な暮らしを確保するための取り組みを進めます。

◆恵まれた地域資源を活かした観光・交流の促進

本市は、国定公園、自然公園などの良好な景観資源や、唐津城、名護屋城跡、唐津くんちなどの伝統的な文化が継承されており、県内随一の観光地となっています。

これらの恵まれた地域資源を維持・保全しながら、賑わいの創出に向けた環境を整えることにより、地域内外の交流を促進し、移住・定住の促進、さらには魅力ある雇用の場の創出につながるような取り組みを進めていきます。

目標2 都市と地域の活力を高めるまちづくり

本市は、唐津地区をはじめ特色ある9つの地区で構成されているため、各地域に求められる役割を明確にしながら、都市機能や居住の適切な誘導による都市のコンパクト化と、地域間の連携強化による生活利便性の維持・向上を図るとともに、広域交通網を活用した地域産業の創造により、都市と地域の活力を高めるまちづくりを進めます。

◆役割に応じた都市中心拠点・地域生活拠点の形成

唐津地区は、本市の中心的役割を担うエリアとしてだけでなく、本県北部地域をけん引する拠点都市であることから、「都市中心拠点」として、さらなる都市機能の充実が求められています。また、市民センターを中心とするエリアは、「地域生活拠点」として、各地域における生活の中心となって機能することが求められます。

このため、各拠点の役割に応じて求められる都市機能や生活サービス機能の集積・充実を図るとともに、居住を適切に誘導することにより、拠点としての機能を高めながら、暮らしの安全・安心が確保されたまちづくりを進めます。

◆都市間・地域間を結ぶ交通ネットワークの形成

市全体の活力を高めるには、各地域の活力を高めるとともに、相乗効果を生む地域間の連携を図り、一体的なまちづくりを進めることが必要です。また、人口が減少し高齢化が進む中で、日常の暮らしを支える施設や安心して移動できる環境を確保することも求められています。

このため、都市中心拠点や地域生活拠点の機能充実とともに、各拠点や地域間を結ぶ公共交通を主体としながら、地域の移動ニーズを踏まえた交通ネットワークの形成・強化を図ることで、誰もが安全に、安心して移動できる環境が整ったまちづくりを進めます。

◆地域の活力を高める産業の創造

本市は豊かな自然環境などの地域資源に恵まれており、農業をはじめとする第1次産業の割合も全国平均と比べると高い反面、商業・工業の事業所数は減少傾向にあり、働く場の確保・充実は、住民の強いニーズとなっています。一方で、本市の交通環境をみると、西九州自動車道や佐賀唐津道路などの広域交通体系の整備が進み、海上では唐津港をはじめ国内外に開けた港湾機能を有しています。

このため、これらの交通ネットワークを活用しながら、既存産業の充実や新たな産業の誘致などに積極的に取り組み、地域の活力を高めるまちづくりを進めます。

目標3 誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり

近年頻発する集中豪雨をはじめ、自然災害への対策や日常の防犯など、日常の暮らしにおける安全・安心が確保されるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念に基づいた施設整備を進めることなどにより、誰もが安心してまちに出かけ、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

◆若者や子育て世代、高齢者などあらゆる世代の生活利便性が確保された住環境の形成

快適な生活を送るためには、心が安らぎ、ゆとりと豊かさを実感できる空間が必要です。そのため、身近な公園や親水空間のほか、道路などの歩行空間も含め、地域特性に応じた居心地のよい空間の整備・充実を図り、若者や子育て世代、高齢者も含め、あらゆる世代にとって、快適で暮らしやすい住環境を形成します。

また、高齢化が進行する中、ユニバーサルデザインの理念に基づいた歩行空間や公共施設のバリアフリー化の推進とともに、バスや鉄道、地域の移動ニーズに応じた交通手段による公共交通の維持を図り、誰もが利用しやすい快適なまちなか空間の形成に努めていきます。

◆既存ストックを活かした効率的・効果的なまちづくりの推進

道路や公園、下水道などの都市施設については、これまでの整備効果を十分に発揮するため、ライフサイクルコストの削減による長寿命化や、公民連携による管理・運営など、効率的かつ効果的な活用および維持管理を図ります。

また、人口減少・高齢化の進行に伴い、空き家等が増加し、地域の住環境の悪化が懸念されるほか、学校の統廃合などに伴い、利用されなくなった公共施設もみられます。

まちなか居住の促進や各拠点への機能集約、地域コミュニティの維持・向上を図るため、空き家等の活用促進や、利用されなくなった公共施設の譲渡等による民間活用を図るなど、既存ストックを有効活用した効率的・効果的なまちづくりを進めます。

◆防災・減災対策による災害に強いまちづくりの推進

気候変動の影響などによる豪雨災害や、大規模な地震発生など、頻発する自然災害による被害が懸念されています。

市民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしを守るためにも、治山・治水事業や耐震改修等の災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、防災マップ等による災害危険箇所の周知や自主防災組織の設置促進・育成など、ハード、ソフトを含めた防災・減災対策の取り組みを進めます。

目標4 先進技術の活用と、多様な主体の連携・協働によるまちづくり

まちづくり分野へのデジタル技術の活用や、公民連携の手法を活用したまちづくり活動により、新たな価値の創出や、地域課題の解決につながるまちづくりを進めます。

◆デジタル技術を活用した効率的で利便性の高いまちづくりの推進

ICTを活用した技術革新や、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした非接触・リモート化を背景に、社会のデジタル化が進展しています。

少子高齢化などにより、人材や財政が限られていくなかで、多様化する住民ニーズに対応した高度な行政サービスを提供するために、まちづくりの分野においても、デジタル技術の活用を進めていくことが必要です。

このため、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、デジタル技術の活用による市民の利便性向上や、市内事業者の生産性向上、新たなビジネスの創出につながる取り組みなどを進めます。

◆地域住民や民間事業者等の多様な主体によるまちづくりの推進

これからのまちづくりにおいては、行政だけでなく、地域住民の参画が必要不可欠です。本市には、地域まちづくり会議をはじめ、まちづくり活動を行うNPOなどの団体も多く組織されているため、これらの団体による地域活動を広げていくことが必要です。

また、公民連携の手法を活用した施設運営など、民間事業者との効果的な連携によるまちづくりも求められています。

このため、行政としては、市民の参画意識の向上や機会づくりに努めながら、地域や企業、NPOなどの多様な主体が協働・連携してまちづくりに取り組むことができる環境づくりを進めていきます。

(3) 将来都市構造

① 目指す将来都市構造

まちづくりの基本理念や目標の実現に向け、人口減少に対応した持続可能な都市構造への再編を目指す立地適正化計画と連携し、コンパクト+ネットワークの考えのもと、各拠点の役割に応じた機能が集約され、拠点や地域間が公共交通を軸としたネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ^(※)」の都市構造による都市づくりを進めます。

※ 中心拠点や生活拠点が、利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造で、これを実現することにより、生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減、環境への負荷の低減、居住地の安全性強化などの効果が期待できる。

(ア) 都市構造を構成する要素

都市構造は、本市中央を流下する松浦川沿川、および玄海国定公園に指定された国道202号、204号の沿岸部で構成される都市骨格を中心に、「ゾーン」「拠点」「軸」の3つの要素で構成します。

名称及び機能	
都市骨格	<ul style="list-style-type: none"> 将来都市構造を形成する上での重要な骨組み 海、山、川などの代表的な地形が、本市の骨格を形成
ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 概ねの機能ごとに区分した土地のまとまり
拠点	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの活動の中心的な場 役割に応じた都市機能が集約された拠点（都市中心拠点・地域生活拠点） 特徴的な機能を有する拠点（景観拠点、観光・交流拠点など）
軸	<ul style="list-style-type: none"> 交流やネットワークを担う動線、線形

(イ) 将来都市構造の基本イメージ

「ゾーン」

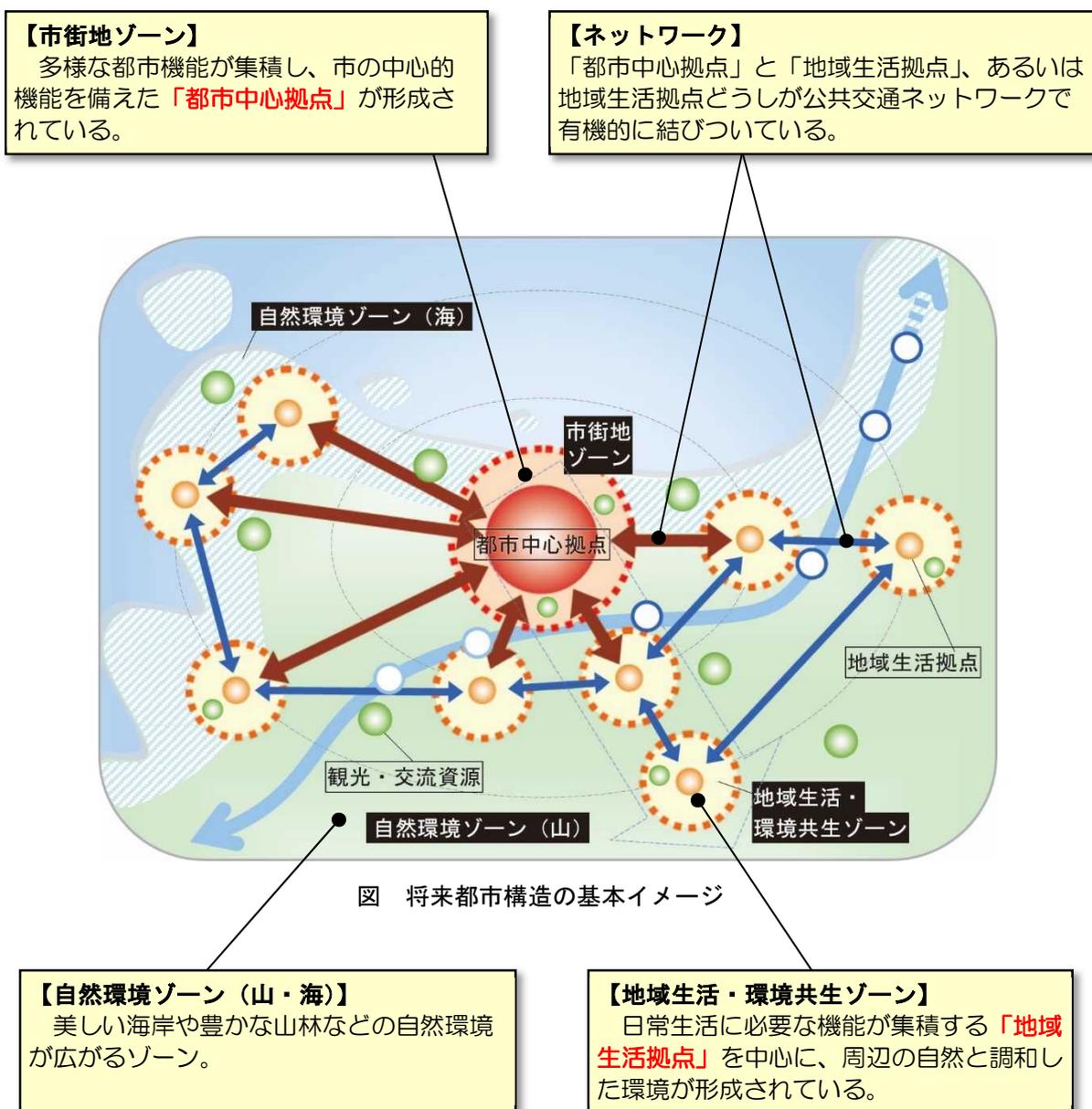
- 地域固有の自然環境の保全を前提に、都市機能や居住の維持・誘導により市街化を図る区域や、自然と調和・一体化した居住環境を確保する区域など、機能ごとゾーンが配置された都市構造を形成する。
- IC周辺や幹線道路沿道などの開発圧力の高い地域においては、農地の宅地化による災害リスクを考慮した上で、都市計画制度を適切に運用しながら、周辺の豊かな自然と共生した土地利用を展開する。

「拠点」

- 主に都市全体をサービス圏域とする都市機能が都市中心拠点に、地域の生活利便性を確保する都市機能は地域生活拠点に維持・誘導するなど、役割に応じた拠点のある都市構造を形成する。
- 唐津の自然・歴史・文化を活かした景観、観光・交流拠点や、広域、都市間交流軸と連携した産業・物流拠点など、特徴ある各拠点について、さらなる機能強化や魅力向上を図る。

「軸」

- 拠点間を道路や公共交通によるネットワークで結ぶことにより、相互に機能を補完しあい、各地域が有機的に連携する一体感のある都市構造を形成するとともに、地域内においては、実情に応じた交通手段を確保することにより、日常生活における利便性を維持する。
- また、公共交通においては、拠点の形成と効果的に連動した交通まちづくりを推進する。



② 都市構造の各構成要素

前項で示した将来都市構造の基本イメージをもとに、都市構造を構成する「ゾーン」「拠点」「軸」の具体的な内容を、以下に示します。

(ア) ゾーン

各地域の特性に応じたまちづくりを進めていくために、概ねの機能ごとに区分した土地のまとまりを「ゾーン」として、市街化を進める区域や、自然と調和、一体化した居住環境等を確保する区域など、6つのゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
①市街地ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・市中心部の主に都市活動を行う区域です。 ・都市中心拠点を中心として、必要な都市機能を誘導し、まとまりのある市街地や定住の場を形成することにより、都市としての機能向上を図ります。 	◆ 用途地域内を中心とする市街地
②地域生活・環境共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺部に広がる平坦地や田園地帯、台地など、地域の都市活動を行う区域、田園・里山との共存を図る区域、農業生産の促進を図る区域です。 ・地域生活拠点を中心に、地域での生活に必要な生活サービス機能を維持し、周辺の自然環境との調和に配慮した、快適でゆとりある居住の場としての役割を担います。また、優良農地についてはその保全に努め、農業生産地としての役割を担います。 	◆ 浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山の各地域生活拠点周辺 ◆ 郊外部の優良農地一帯や河川沿いの平坦地、漁村集落など ◆ 東松浦半島の内陸部に広がる上場台地一帯
③自然環境ゾーン（海） <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域の保全や、自然環境と調和した土地利用を図る区域です。 ・本市を代表する美しい沿岸景観を保全し、市民や来訪者にとっての癒しや交流の場としての役割を担います。 	◆ 玄海国定公園に指定された海岸部及び島しょ
④自然環境ゾーン（山） <ul style="list-style-type: none"> ・主に森林の保全や、自然環境と調和した土地利用を図る区域です。 ・都市環境を支える豊かな自然として、防災等の多面的機能を有する観点からも保全を図るとともに、市民や来訪者にとっての癒しや交流の場としての役割を担います。 	◆ 市南部から東部に連なる山地
⑤景観・観光振興ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・各ゾーンにおいて、自然地形、景観、歴史などの地域資源が集積している区域です。 ・地域資源の保全・活用を図るとともに、来訪者への「もてなし空間」としての役割を担います。 	◆ 市街地ゾーン沿岸部、呼子・肥前地域の沿岸部、肥前地域の半島、松浦川沿川、七山地域一帯
⑥土地利用調整ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路沿道や各IC周辺、用途地域外縁部などの開発圧力の高い区域です。 ・周辺の農業環境との調和を図りながら、浸水被害のリスクを考慮した適切な土地利用を図るべき地域とします。 	◆ 幹線道路沿道 ◆ 各IC周辺 ◆ 久里、双水、山本、石志地区などの既存集落周辺

(イ) 拠点

効率的かつ効果的にまちづくりを進めていくため、「ゾーン」内でも特に活動の中心や地域の中核となる場を「拠点」と位置づけ、「唐津の顔」となる中心の場、周辺地域における生活中心の場、観光・交流の場などを中心に、6つの拠点を設定します。

	名称及び機能	配置イメージ
生活圏における拠点	①都市中心拠点 <ul style="list-style-type: none"> 広域的な圏域を持つ行政、商業、観光、医療等の様々な都市サービス機能や、観光・交流資源等が集積・誘導され、市民や来訪者で賑わう「唐津の顔」としての役割を担います。 都市中心拠点を中心に、様々な都市機能を集積・誘導し、さらにその周辺に居住を誘導することにより、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を目指します。 	◆唐津地区の唐津駅、バスセンターを中心とした区域（中心市街地）
	②地域生活拠点 <ul style="list-style-type: none"> 身近な生活需要に対応した、地域生活の中心の場としての役割を担います。 行政や近隣商業等の日常生活に必要な機能が維持され、他地域と結ぶ公共交通の結節点となることで、各集落における生活も支える地域生活の中心となる拠点の形成を目指します。 	◆浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山の市民センターを中心とした区域
	③交通・生活拠点 <ul style="list-style-type: none"> 都市中心拠点や地域生活拠点のほか、鉄道、高速バス、幹線路線バス等の交通結節点としての役割を担います。 多様な交通モードの連携を促進し、利便性の向上を図るとともに、地域生活拠点に準ずる拠点として、日常生活に必要な機能を維持します。 	◆山本駅を中心とした区域
地域の特徴をあらわす拠点	④景観拠点 <ul style="list-style-type: none"> 本市を代表する守るべき景観資源として、地域住民の愛着や市内観光の魅力を支える役割を担います。 景観保全の取り組みや観光交流への活用等を展開し、地域活力の向上を目指します。 	◆虹の松原 ◆名護屋城跡 ◆鏡山 ◆いろは島 ◆唐津城 ◆葦野の棚田 ◆立神岩 ◆椋原湿原 ◆七ツ釜
	⑤観光・交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> 各景観・観光振興ゾーンにおける中心的役割を担う場所に位置し、県内外からの来訪者へのもてなしの場としての役割を担います。 市内の観光発展による地域振興に寄与する観光情報の提供をはじめとして、地域内外の観光交流を促す場づくりを目指します。 	◆唐津港 ◆呼子市民センター ◆相知市民センター ◆肥前市民センター ◆七山市民センターを中心とした区域
	⑥産業・物流拠点 <ul style="list-style-type: none"> 本市を代表する水産業の拠点として、また高速交通体系との連携による新たな産業拠点として、地域活力の向上に重要な役割を担います。 優先的に産業集積を図ることにより、市内産業の振興を目指します。 	◆唐津港 ◆新産業集積エリア唐津（巖木工業団地） ◆石志工業団地 ◆岸山工業団地 ◆唐津コスメパーク

(ウ) 軸

広域交通や都市間交通、地域内交通などの交通網の整備は、地域間の交流や観光による交流など、まちづくりへの効果が期待できることから、ネットワークや交流を担う線形、動線を「軸」として、市内外の様々な都市活動の場を結ぶ幹線道路や、都市環境の向上に資する河川、来訪者の観光動線等を中心に、6つの軸を設定します。

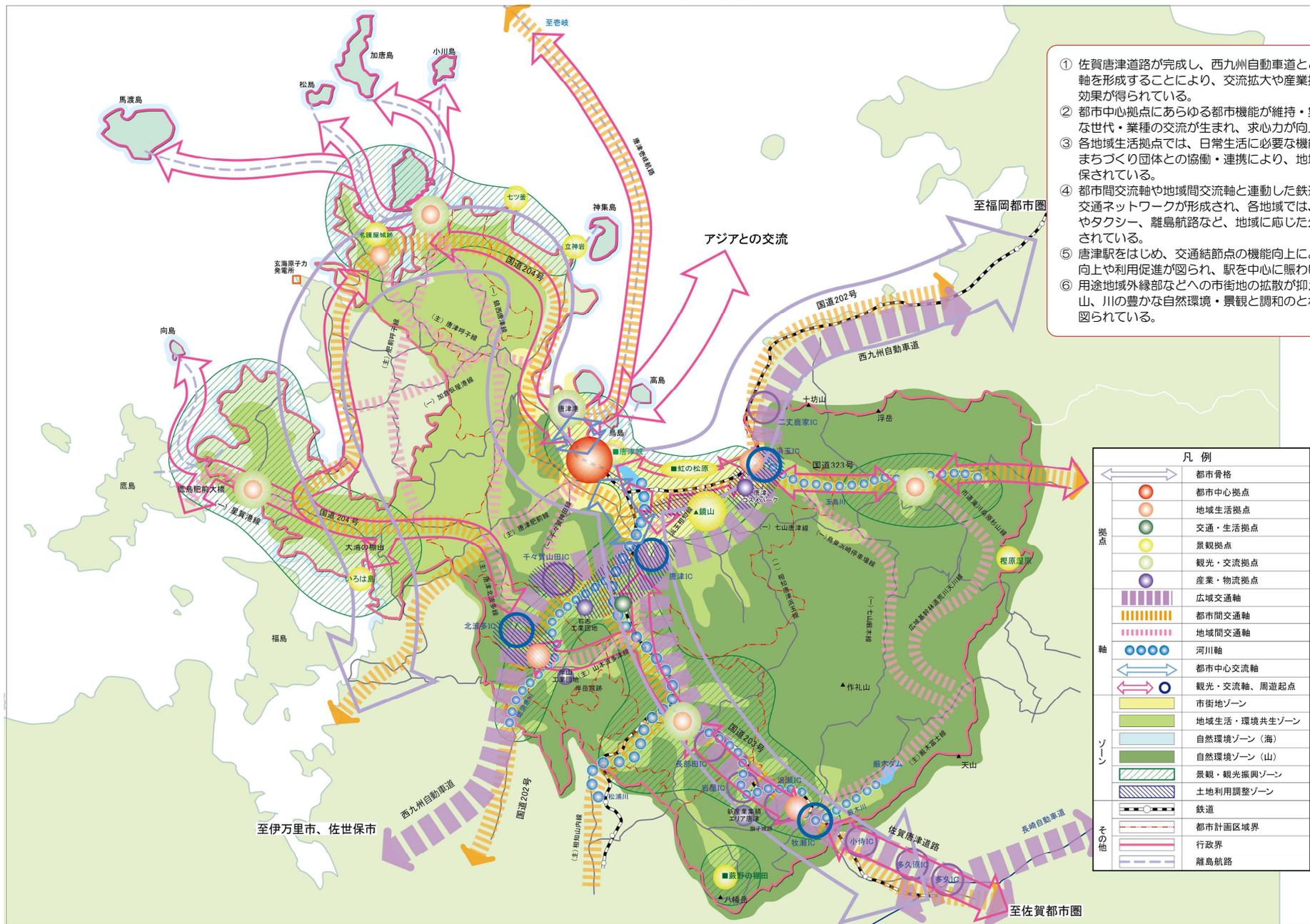
	名称及び機能	配置イメージ
都市軸	①広域交通軸 ・本市と福岡都市圏、佐賀都市圏とを結びつけ、広域的な交流を促す役割を担います。	◆西九州自動車道 ◆佐賀唐津道路 ◆鉄道
	②都市間交通軸 ・広域交通軸の機能を補完し、本市と周辺市町の交流を促す役割を担います。	◆国道202号 ◆国道203号 ◆国道204号 ◆国道323号 ◆（主）相知山内線 ◆吉岐航路 ◆鉄道
	③地域間交通軸 ・都市中心拠点、地域生活拠点、観光・交流拠点等の様々な拠点を結びつけ、日常生活や観光・交流の利便性を高める役割を担います。	◆（主）浜玉相知線 ◆（主）唐津肥前線 ◆（一）千々賀神田線 ◆（主）唐津呼子線の一部 ◆（一）鎮西唐津線 ◆（主）肥前呼子線 ◆（主）唐津北波多線 ◆（主）山本波多津線 ◆（一）鳥巣浜崎停車場線の一部 ◆（一）七山巖木線の一部 ◆市道滝川桑原杉山線 ◆広域基幹林道荒川天川線 ◆（主）巖木富士線の一部 ◆（一）星賀港線 ◆（一）加倉仮屋港線 ◆鉄道
地域軸	④河川軸 ・市民の身近な憩いの場として、また、自然や歴史を巡ることのできる動線としての役割を担います。	◆松浦川 ◆巖木川 ◆徳須恵川 ◆玉島川

名称及び機能		配置イメージ
交流軸	⑤都市中心交流軸 ・広域交通軸との連携により、人・物・金・情報などの都市中心拠点への流入を促すとともに、唐津港の産業、観光・交流拠点としての魅力を引き出す主軸としての役割を担います。	◆唐津 IC、中心市街地、唐津港を結ぶ国道、県道、市道
	⑥観光・交流軸 ・本市の景観・観光資源をネットワークした、主要な観光周遊ルートであり、本市の観光振興の主軸としての役割を担います。	◆国道 203 号 ◆国道 204 号 ◆国道 323 号 ◆（一）虹の松原線 ◆（主）唐津北波多線 ◆（主）山本波多津線の一部 ◆（一）星賀港線 ◆鷹島肥前大橋 ◆吉岐航路 ◆馬渡島、松島、加唐島、小川島、向島への離島航路など
	周遊起点 ・市外からの来訪者の観光ルートの起点となる地域であり、情報発信などのもてなしの場としての役割を担います。	◆唐津 IC 周辺 ◆浜玉 IC 周辺 ◆北波多 IC 周辺 ◆牧瀬 IC 周辺

（主）… 主要地方道

（一）… 一般県道

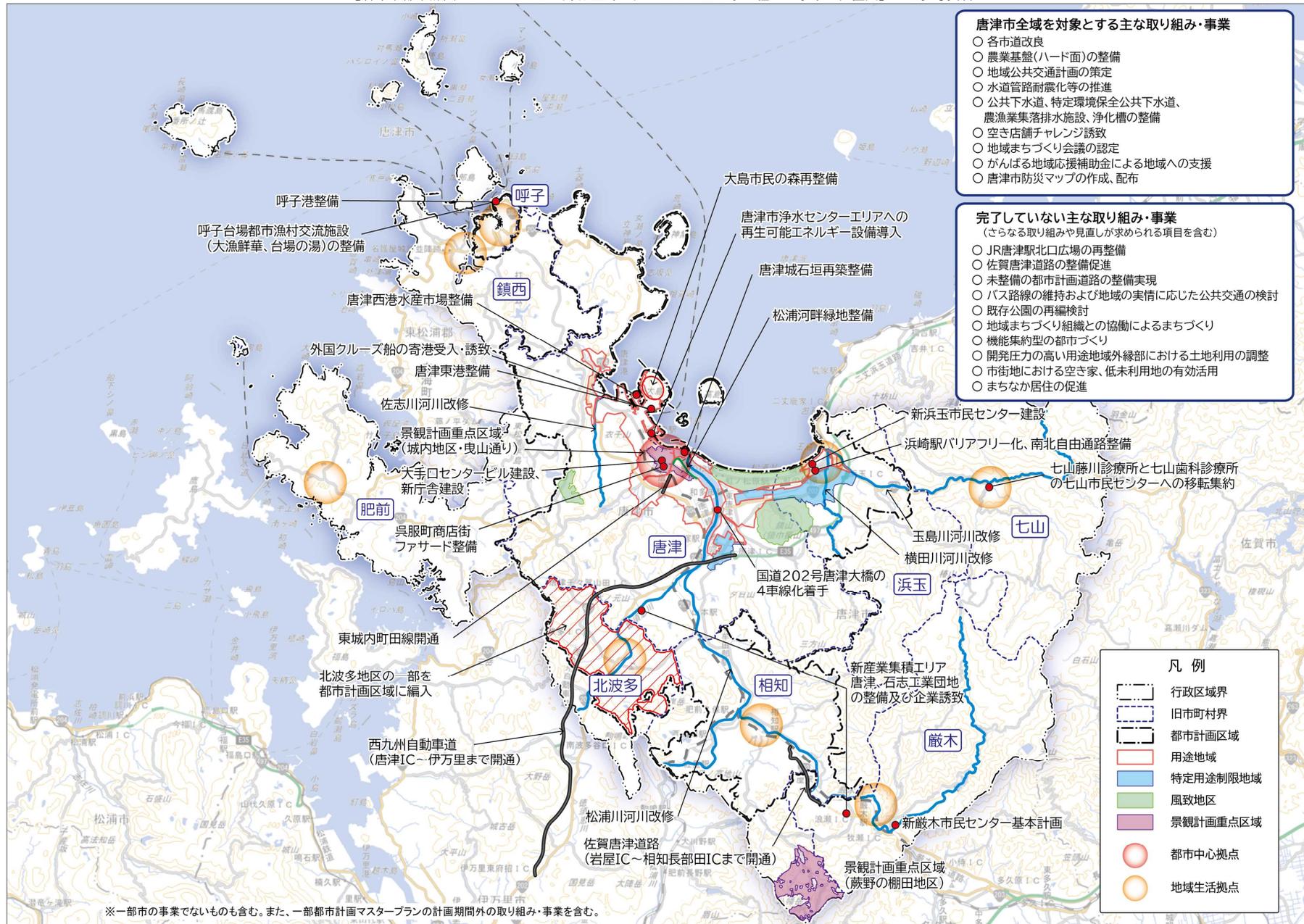
【将来都市構造図】



- ① 佐賀唐津道路が完成し、西九州自動車道とともに広域交通軸を形成することにより、交流拡大や産業振興などの波及効果が得られている。
- ② 都市中心拠点にあらゆる都市機能が維持・集約され、多様な世代・業種の交流が生まれ、求心力が向上している。
- ③ 各地域生活拠点では、日常生活に必要な機能が維持され、まちづくり団体との協働・連携により、地域の持続性が確保されている。
- ④ 都市間交流軸や地域間交流軸と連動した鉄道、バスの公共交通ネットワークが形成され、各地域では、デマンド交通やタクシー、離島航路など、地域に応じた公共交通が確保されている。
- ⑤ 唐津駅をはじめ、交通結節点の機能向上により、利便性の向上や利用促進が図られ、駅を中心に賑わいがみられる。
- ⑥ 用途地域外縁部などへの市街地の拡散が抑えられ、海、山、川の豊かな自然環境・景観と調和のとれた土地利用が図られている。

凡例	
都市骨格	都市中心拠点
地域生活拠点	交通・生活拠点
景観拠点	観光・交流拠点
産業・物流拠点	
広域交通軸	河川軸
都市間交通軸	都市中心交流軸
地域間交通軸	観光・交流軸、周遊起点
市街地ゾーン	地域生活・環境共生ゾーン
自然環境ゾーン(海)	自然環境ゾーン(山)
景観・観光振興ゾーン	土地利用調整ゾーン
鉄道	
都市計画区域界	行政界
離島航路	

【唐津市都市計画マスタープラン（平成22年～）における主な取り組み・事業の位置図】 ※参考資料



(4) 将来都市構造の実現に向けた取り組み

① 前計画における取り組み

平成22年に策定した都市計画マスタープランでは、将来都市構造の実現に向け、唐津の強みを活かした個性あるまちづくりを進めていくためのリーディングプロジェクトとして、3つの「先導的まちづくり構想」（観光交流まちづくり、水と緑の景観まちづくり、市民協働のまちづくり）を定め、それぞれの視点に留意しながら、分野別まちづくり方針に沿った取り組みを進めてきました。（主な取組実績は次表のとおり）

1	観光交流 まちづくり	各地域の有する観光・交流資源を活用しつつ他地域との連携を図りながら地域づくりを進めることにより、地域内だけでなく市全体の活力を向上させていくことをねらいとします。
観光交流まちづくりの視点に留意した主な取組実績		
分 野	土地利用	美しい海岸や豊かな山林などの唐津らしい自然環境を保全するため、自然公園法や風致地区などを適切に運用したほか、景観・観光振興ゾーンでは、自然や歴史、文化などの観光資源の活用として、九州オルレ唐津コースなどの開設・推進を図った。
	道路・ 交通施設	観光客の利便性や回遊性向上のための取り組みの一環として、街並みに応じた分かりやすく統一的なデザインのサインを整備した。
	公園・緑地	地域の特色を活かし、市民や観光客も楽しめる空間づくりとして、唐津城の石垣再築整備や、舞鶴海浜公園の藤棚改築、園路などの整備を実施した。
	河川・海辺	美しい水辺空間を活用した環境学習活動や交流促進の一環として、アザメの瀬自然環境学習センターの管理等を実施した。
	市街地・ 集落地整備	公共施設のバリアフリー化や観光インフラ整備として、交通ユニバーサルデザイン化事業（唐津駅前東新興町線、東唐津駅鏡線、大名小路線など）や呉服町商店街ファサード整備などを実施した。
	景 観	歴史的町並みの景観規制・誘導方策として、城内地区・曳山通りを景観計画重点区域に指定したほか、呼子町並み保存対策調査を実施した。
	環 境	豊かな自然環境の保全を図るとともに、体験型の都市・農山漁村交流の取り組みとして、蕨野の棚田地区における棚田ふれあい交流事業や、肥前棚田ウォーク事業を実施したほか、呼子台場都市漁村交流施設（大漁鮮華、台場の湯）を整備・運営した。
	暮らし	市民や観光客が快適に感じる環境づくりの一環として、車両系サインの整備のほか、地域の実情や移動ニーズに応じた公共交通を検討し、唐津地域公共交通計画を策定した。

2 水と緑の景観まちづくり		都市骨格となる松浦川沿川や景観拠点などで先導的に景観づくりを進めることにより、周辺地域の景観づくり・環境保全へと波及させ、市民の景観に対する取り組みの機運を高め、地域の個性ある景観を保全しつつ、観光・交流資源としても活用していくことをねらいとします。
水と緑の景観まちづくりの視点に留意した主な取組実績		
分野	道路・交通施設	松浦川沿川の公共空間における景観形成を進めるとともに、身近に水辺を感じることでできる空間づくりとして、松浦河畔緑地の整備（緑地、遊歩道）を実施した。
	公園・緑地	総合公園であり、緑の拠点に位置づけられた松浦河畔公園について、新たな施設ニーズに対応し、周辺地域を含め魅力ある空間形成を図るため、再整備事業に着手した。 また、身近に水辺を感じることでできる空間づくりとして、松浦河畔緑地の整備（緑地、遊歩道）を実施した。【再掲】
	上水道・下水道	美しく豊かな水辺景観を維持する観点から、下水処理水等の有効活用の一環として、修景池の整備に利用した。
	河川・海辺	松浦川沿川の環境・景観に配慮した公共空間づくりの一環として、松浦河畔公園の花いっぱい広場花壇や、桜つつみの除草など環境整備を実施した。 また、身近に水辺を感じることでできる空間づくりとして、松浦河畔緑地の整備（緑地、遊歩道）を実施した。【再掲】
	景観	美しい海岸や豊かな山林などの唐津らしい自然環境を保全するため、自然公園法や風致地区などを適切に運用したほか、景観拠点においては、景観計画の重点区域に蕨野の棚田を指定し、適切に運用した。
	環境	松浦川の環境や景観と調和した快適な住環境の形成を図るため、東唐津駅南地区において地区計画を定めた。 また、虹の松原周辺地区などを対象に、良好な自然環境や住環境を阻害する恐れのある建築物の立地を制限する特定用途制限地域を指定した。

3 市民協働のまちづくり		<p>元気あるまちづくりには、市民自らが考え、行動することが大切であることから、地域住民の自発的なまちづくりへの参画により、各地域の特色あるまちづくりが継続的に実施され、安定した地域の再構築を図ることをねらいとします。</p>
市民協働のまちづくりの視点に留意した主な取組実績		
分野	土地利用	<p>住みよいまちづくりを進めるための地域独自のルールづくりとして、地区計画（東唐津駅南地区）、景観協定（あさひ通り「向こう三軒両隣り」）、建築協定（西唐津地区）などの制度を運用した。</p>
	道路・交通施設	<p>身近な道路の維持管理において、地元自治会や道路管理組合等へ市道の草刈業務を委託するなど、地元自治会などが主体となった環境整備体制の構築を進めた。</p>
	公園・緑地	<p>国の特別名勝に指定されている虹の松原について、国（佐賀県林森林管理署）、県、市、虹の松原保護対策協議会、CSO団体との協働により、再生保全活動を実施した。</p>
	河川・海辺	<p>美しく親しみのある水辺環境の実現に向け、環境に対する意識向上・啓発を図るための広報誌「環境だより」の発行や、ラブアース・クリーンアップ（清掃活動）の実施などを行った。</p>
	市街地・集落地整備	<p>地域の実情に応じた、住民主体のまちづくりの実現に向け、地区ごとに設置される「地域まちづくり会議」の組織化を支援するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、住民主体の地域づくりを支援した。</p>
	景観	<p>地域特性に応じた景観ルールづくりとして、景観協定（あさひ通り「向こう三軒両隣り」）や建築協定（西唐津地区）などの制度が運用された。</p>
	環境	<p>景観や環境保全の観点から、国、県の補助事業を活用した私有林の整備が実施された。</p>
	暮らし	<p>地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、「がんばる地域応援補助金」による地域づくり団体等への支援のほか、地区ごとに設置される「地域まちづくり会議」の組織化を支援した。</p>

前頁までに整理したとおり、先導的まちづくり構想は、平成22年に都市計画マスタープランを策定して以降、10年以上にわたって取り組みを展開し、本市のまちづくりを「先導」する役割を果たしてきましたが、これらの取り組みは、本市の強みを活かした個性あるまちづくりを継続していく観点から、今後も引き続き取り組んでいく（または検討を進めていく）ことが必要です。

このため、都市計画マスタープランの見直しにあたっては、先導的まちづくり構想の考え方を継承し、分野別まちづくり方針や地域別構想を定めることにより、引き続き個性あるまちづくりを展開していきます。

先導的まちづくり構想	観光交流まちづくり
	水と緑の景観まちづくり
	市民協働のまちづくり

考え方を継承

本計画でも先導的まちづくり構想の考え方を継承した取り組み（分野別まちづくり方針、地域別構想）を実施することで、個性あるまちづくりを展開

② 本計画における取り組み

本計画と併せて策定した立地適正化計画は、本計画の一部として、都市のコンパクト化を進めるための計画であり、将来都市構造の実現に向けては、両計画を効果的・効率的に推進していくことが必要です。このため、本計画では立地適正化計画の推進と密接に関連する取り組みを「重点項目」と位置づけ、唐津市の概況を踏まえ、これに対応する取り組みを確実に推進していくことにより、立地適正化計画を後押ししながら、多極ネットワーク型コンパクトシティの将来都市構造を実現していきます。

重点項目 (重点的に推進・進捗管理を図る項目)		都市計画マスタープラン における位置づけ	立地適正化計画との関係
1	多極ネットワーク型コンパクトシティの形成	役割に応じた都市中心拠点・地域生活拠点の形成と、都市間・地域間を結ぶネットワークの形成を進める。 ※まちづくりの目標2「都市と地域の活力を高めるまちづくり」に位置づけ	都市の骨格構造として、都市機能誘導区域である「都市拠点」「地区拠点」を、各地域生活拠点と公共交通のネットワークで有機的につなぐ。
2	災害に強いまちづくり	防災・減災対策による災害に強いまちづくりを進める。 ※まちづくりの目標3「誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり」に位置づけ	防災指針において、居住や都市機能を誘導するにあたり、災害リスクを回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を整理する。
3	若者・子育て世代の定住	若者や子育て世代を含む多様な世代の生活利便性が確保された住環境を形成していく。 ※まちづくりの目標3「誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり」に位置づけ	居住を誘導するための施策として、魅力ある拠点や都市空間を形成しながら、若者や子育て世代を含め、あらゆる世代にとって快適で暮らしやすい居住環境を整えることにより、居住を誘導していく。
4	まちづくりへのデジタル技術の活用	デジタル技術を活用した効率的で利便性の高いまちづくりを推進する。 ※まちづくりの目標4「先進技術の活用と、多様な主体の連携・協働によるまちづくり」に位置づけ	誘導施策に位置づけている公共交通の利用促進をはじめ、居住者や来訪者の利便性向上につながるデジタル技術の活用を検討する。
5	公民連携によるまちづくり活動の推進	地域住民や民間事業者等の多様な主体によるまちづくりを推進する。 ※まちづくりの目標4「先進技術の活用と、多様な主体の連携・協働によるまちづくり」に位置づけ ※前計画における先導的まちづくり構想を継承	誘導施策の一つとして、エリアマネジメント等の手法や民間活力の導入による低未利用地の有効活用、都市再生推進法人の設立支援などを行う。

(5) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

このSDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであることから、本市においても積極的に取り組むこととしています。

都市計画マスタープランでもその理念に基づき、特に11番目の目標 (ゴール) である「住み続けられるまちづくりを」を軸に、地域経済の活性化や地域コミュニティの維持、豊かな自然環境の保全など、本市のまちづくりにおいて特に関連性の高い目標 (ゴール) を意識しながらまちづくりに取り組むことにより、SDGsの達成とともに、個性豊かなまちづくりを進めていきます。

【持続可能な開発目標 (SDGs) が目指す17のゴール】



出典：国際連合広報センター

分野別まちづくり方針において、SDGsの各目標との関連性を示すことにより、SDGsの達成を意識したまちづくりを進めます。

例) 1. 土地利用に関する方針

<関連性の高い目標>





第2章 分野別まちづくり方針

第2章 分野別まちづくり方針

前章で示したまちづくりの基本理念、まちづくりの目標、将来都市構造を踏まえて、各分野別に、具体的なまちづくりの方針を定めます。

この分野別のまちづくりの方針については、土地利用や都市施設などの主に都市計画分野を中心とした「基本的項目」と、景観、環境などの各分野に関連する「横断的項目」の2つの視点から整理します。

<p>■基本的項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用に関する方針 2. 道路・交通施設に関する方針 3. 公園・緑地に関する方針 4. 上水道・下水道に関する方針 5. 河川・海辺に関する方針 6. 市街地・集落地整備に関する方針 <p>■横断的項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 景観に関する方針 8. 環境に関する方針 9. 暮らしに関するその他の方針
--

【まちづくりの目標（61～65頁参照）と分野別まちづくり方針の関係】

		分野別まちづくり方針									
		基本的項目						横断的項目			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		土地利用	道路・交通施設	公園・緑地	下水道・上水道	河川・海辺	集落地・市街地整備	景観	環境	暮らし	
まちづくりの目標	1 自然・歴史・文化を育み、賑わいあふれる交流を生むまちづくり	美しい自然環境の保全と活用	◎	△	◎	○	◎	△	○	◎	△
		自然と調和する街並み・暮らしづくり	◎	△	△	△	△	○	○	○	○
		恵まれた地域資源を活かした観光・交流の促進	△	△	○	△	◎	○	◎	△	○
	2 都市と地域の活力を高めるまちづくり	役割に応じた都市中心拠点・地域生活拠点の形成	◎	△	△	○	△	◎	△	△	○
		都市間・地域間を結ぶ交通ネットワークの形成	○	◎	△	△	△	◎	△	○	○
		地域の活力を高める産業の創造	◎	◎	△	△	△	○	△	△	△
	3 誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり	若者や子育て世代、高齢者などあらゆる世代の生活利便性が確保された住環境の形成	○	◎	◎	◎	△	◎	○	○	◎
		既存ストックを活かした効率的・効果的なまちづくりの推進	○	○	○	○	△	◎	△	○	◎
		防災・減災対策による災害に強いまちづくりの推進	◎	△	△	◎	◎	△	△	○	◎
	4 先進技術の活用と、多様な主体の連携・協働によるまちづくり	デジタル技術を活用した効率的で利便性の高いまちづくりの推進	○	◎	△	△	△	○	△	△	◎
		地域住民や民間事業者等の多様な主体によるまちづくりの推進	△	○	◎	△	○	◎	◎	○	◎

◎…関係が強い ○…関係がある △…他と比べ関係は弱い

(1) 土地利用に関する方針



① 基本方針

土地は限られた資源であり、市民共通の生活基盤であるため、その利用にあたっては、地域ごとの特性に配慮し、公共的な観点により利用調整を行うことが必要です。

本市においては、用途地域外縁部や西九州自動車道のIC周辺等における開発の進行に伴う市街地の拡散が大きな問題となっています。特に、宅地化による浸水被害等の災害リスクが高まる地域においては、農地や自然環境の保全を図るための土地利用の規制・誘導など、将来を見据えた土地利用を展開していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、土地利用の配置および規制・誘導を進めていきます。

○都市の骨格を形成する自然環境と共生した土地利用の推進

玄界灘や松浦川などの美しい水環境、上場台地、天山・脊振山系をはじめとする山林など、ダイナミックで豊かな地形が骨格として形成されている本市においては、「自然環境との共生」を前提とした土地利用を基本とします。

その上で、宅地等の都市的土地利用の拡散を抑制するとともに、街なかなどの低未利用地の利用を促進するなど、効率的かつ効果的な土地利用を図り、自然環境に配慮した機能集約型の暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

○一定の人口密度の確保と、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進

人口減少や高齢化が急速に進むなか、持続可能な都市経営の実現に向けては、一定の人口密度を確保しながら、各地域の特性や実情に応じた土地利用を図っていくことが必要です。

このため、都市計画区域内においては、市街地の拡散を抑制する観点から、都市計画法に基づく用途地域や特定用途制限地域を適切に運用するほか、地区計画や建築協定などの地域特性に応じた土地利用ルールを活用を検討していきます。また、都市計画区域外においては、農地や森林、自然公園等を中心とした自然的土地利用が大半を占めていることから、開発許可制度や、農振法、森林法、自然公園法等の開発制限を適切に運用することにより、現在の環境の維持・保全を図ります。

○災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導

近年、甚大な被害をもたらしている水害や土砂災害等から市民の生命や財産を守り、持続可能な都市環境・流域環境を維持していくには、地形の特性を考慮した土地利用を前提に、都市全体で保水機能を確保するとともに、災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導による安全な市街地の形成を推進します。

② 土地利用の配置および規制・誘導の方針

(ア) 都市的土地利用

人口が減少し、市街地の拡散に伴い人口密度が低下する中で、脱炭素都市づくりに配慮しつつ、持続可能な集約型都市構造を実現していくため、都市活動の中心となる住宅地や商業地などについては、都市中心拠点や地域生活拠点およびその周辺への配置を誘導し、コンパクトな市街地を形成するための土地利用を進めます。

また、土地利用の状況や将来的な道路網の形成を踏まえ、秩序ある土地利用を進めるべき区域については、都市計画制度を活用したきめ細かな土地利用の規制や誘導を行います。

α. 住宅地

住宅地については、豊かで暮らしやすい住環境の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成に向け、まちなかへの居住を誘導し、用途地域外における無秩序な住宅地の拡散を抑制する観点から、住宅ストックの質の向上を図るとともに、既存宅地や低未利用地などの既存ストックの有効利用を原則として、必要な用地の確保を図ります。

- ・都市中心拠点や地域生活拠点においては、「まちなか居住」を誘導するため、空き室・空き家などの既存ストックの有効活用に関する情報発信等を行うとともに、低未利用地の有効活用など、民間事業者とも連携した多様な住宅供給を検討します。
- ・戸建住宅を主とした住宅地については、地区計画や建築協定、緑化協定等の活用により、緑豊かでゆとりある良好な住環境を維持していきます。
- ・戸建てから集合住宅までの多様な居住機能と、居住者の利便性を支える機能が混在する住宅地については、良好な住環境を守ることを基本としつつ、商業施設等についてもある程度許容し、周辺環境への配慮のもと、利便性と快適性を兼ね備えた住宅地としての整備を誘導します。
- ・用途地域内の空閑地などの低未利用地については、新規定住世帯を受け入れるための用地として宅地化を推進する一方、雨水の貯留や流出の抑制、生物多様性の保全などの機能をもつ残存農地については、多面的機能を有するグリーンインフラとしての活用も検討していきます。
- ・地域生活拠点周辺の住宅地については、低層主体の住環境保護を基本に、商店や金融機関など、地域住民の生活を支える便利施設も立地する土地利用を誘導します。
- ・農地と宅地が混在する集落については、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を誘導します。
- ・密集度の高い漁村集落等については、防災面に配慮しながら、地域独自の土地利用ルールの見直しにより、老朽建物の更新やオープンスペースの確保などを進め、良好な住環境の形成に努めます。また、その一方で、街並み景観保全の観点とのバランスにも留意します。
- ・急傾斜地など土砂災害の発生する恐れがある区域については、宅地化を抑制するとと

もに、助成等を活用しながら区域外への移転を促進します。また、浸水の恐れのある地域については、防災・減災対策を講じるなどの取り組みを進めます。

b. 商業地

商業地については、再開発等による土地利用の高度化・効率化、中心市街地における商業の活性化並びに良好な生活環境の形成や経済の活性化に配慮しながら、既存用地の有効利用を原則として、必要な用地の確保を図ります。

- ・ JR唐津駅周辺から大手口までの中心市街地については、「唐津の顔」として賑わいあふれる空間となるよう、業務、文化、情報、医療等の都市機能の集積と更新を誘導します。
- ・ 魅力ある商業地の形成と、城下町など歴史・文化的資源の保全と活用を一体的に進め、市民だけでなく来訪者も楽しめる活力ある中心市街地の形成を図ります。
- ・ 国道などの主要幹線道路沿道については、特定用途制限地域による土地利用規制や、景観計画による形態規制などの都市計画制度の活用により、良好な沿道景観の形成や、背後地の住環境の保全に配慮した、沿道商業施設の立地の適正化を図ります。
- ・ 商業施設が集積している幹線道路沿道については、周辺住宅地との調和に留意しながら、日常的なニーズに対応した商業空間としての機能の維持に努めます。
- ・ 地域生活拠点周辺に位置する既存商店街については、身近で日常生活の用が足せる生活圏の構築のためにも、その維持・再生に努めます。

c. 産業地

産業地については、環境の保全や脱炭素型都市づくりの推進に配慮し、港湾や高速交通体系などの産業・物流インフラの整備状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、質の高い産業地の整備を計画的に進めます。

- ・ 既存工業地については、工業機能の維持・集積を図ります。
- ・ 唐津港臨港地区については、外内貿貨物や水産物を取り扱う産業拠点として、港湾機能の充実を図るとともに、観光・交流拠点としても位置づけを強化するなど、地域資源を活用した産業振興を図ります。
- ・ 巖木工業団地（新産業集積エリア唐津）及び唐津石志工業団地については、西九州自動車道、佐賀唐津道路等の広域交通ネットワーク整備による立地条件を活かし、周辺の自然環境や近隣住民の生活環境などに十分に配慮しながら、産業集積を図ります。
- ・ また、新たな工業地の整備についても、企業の視点に立った立地環境を考慮しながら、周辺の自然環境や近隣住民の生活環境などに十分に配慮し、産業集積による地域振興を図ります。
- ・ 唐津港東港周辺については、将来の土地利用について関係機関や土地所有者と調整のうえ、賑わいの創出に向けた検討を進めます。

(イ) 自然的土地利用

農地や山林、海岸・河川などの豊かな自然環境を維持・保全するとともに、多面的な機能を有する地域資源として活用する土地利用を進めます。

このうち、特に玄海国定公園や県立自然公園、風致地区等の保全すべき地域については、都市的機能との関係に配慮した土地利用を進めます。

a. 農業地域

農業地域については、競争力の高い魅力ある農業の実現や、無秩序な開発の防止等により、他用途への転換および耕作放棄地の発生を抑制し、必要な農用地の整備と確保を図ります。

- 用途地域周辺の優良農地については、農業基盤整備により農業の生産性の維持・向上を図ります。
- 国道202号沿道や西九州自動車道IC周辺の開発圧力の高い地域については、都市的土地利用の動向を踏まえつつ、無秩序な開発を抑制し、良好な営農環境を保全するため、農業振興地域整備計画との調整のもと、風致地区、特定用途制限地域、景観計画、開発指導要綱の運用等の都市計画制度を活用し、宅地開発等の適切な規制・誘導を図ります。
- 本市西部から北部にかけて広がる上場台地については、本市の重要な食料安定供給基地であることから、各種法令による開発制限を適切に運用しながら、今後も生産性向上を目指した土地利用を推進します。
- 中山間地域の農地については、水源かん養や棚田の景観など多面的な公益的機能を発揮する場として、田園環境の維持・保全に努めるとともに、耕作放棄地の利活用検討を進めます。また、農産品のブランド化やグリーンツーリズムの実施など、農業+αによる農村地域の活性化施策を検討します。

b. 森林地域

森林については、温室効果ガス吸収源対策としての適切な森林施業の実施、森林資源の成熟化への対応、木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来にわたり市民が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、健全で多様な森林の整備と保全を図ります。

- 本市東部から南部にかけて広がる山林地帯については、木材生産等の経済的機能、および土地の保全、水源かん養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向けて、必要な森林の確保と整備を図ります。
- 「森林は公共の財産」として、佐賀県との連携による「森林ボランティア」の育成など、所有者だけでなく、様々な立場の人も森林環境向上のために関わることができる体制づくりを検討します。
- 脊振・北山県立自然公園、天山県立自然公園、および八幡岳県立自然公園に指定されている地域については、豊かな自然とともに貴重な動植物が生息・生育していること

から、その環境の適正な維持・保全を図るとともに、その環境を活かした交流の促進を図ります。

- ・急傾斜地などの土砂災害が発生する恐れのある箇所については、宅地化を規制します。

c. 河川・水面・沿岸地域

河川・水面については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や、水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等、各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性および経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。

- ・松浦川、玉島川などの市内を流れる河川については、安全性の確保はもとより、街にうるおいを与える豊かな水辺空間を形成していることから、その環境の維持を図ります。また、松浦河畔公園や遊歩道など松浦川沿いの公共空間においては、本市のシンボル景観となるよう配慮した市民に親しまれる空間形成に努めます。
- ・ため池やダムなどの水面については、安全性の確保とともに、貴重な水資源として維持・保全を図ります。
- ・玄海国定公園を含む沿岸一帯については、本市の誇るべき良好な資源であるため、砂浜や松林などの沿岸環境の保全を図るとともに、虹の松原、鏡山などの優れた自然景観を有する地区については、風致地区としての運用や、沿道の看板規制など、景観法に基づく景観計画との連携等により、自然環境、景観の保全を図ります。また、市民や来訪者など、人々が集い楽しめる海洋性レクリエーションの場としての拠点性を高めます。

(ウ) その他の土地利用

a. 土地利用調整ゾーン

西九州自動車道 I C 周辺部や用途地域外縁部については、開発圧力が高まっていることから、農業振興地域整備計画との調整のもと、特定用途制限地域、景観計画の運用等の都市計画制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

また、農地の宅地化により、その周辺地域も含め、広範囲に浸水被害のリスクが高まることから、土地の状況を踏まえ、保水能力の確保を考慮した開発行為への対応・指導を適切に行うなどして、宅地開発等の規制・誘導を図ります。

b. 景観・観光振興ゾーン

玄海国定公園に指定されている沿岸部、都市骨格となる松浦川沿川一帯および県立自然公園に指定されている山間部等については、良好な自然景観、多彩な歴史・文化資源などを有していることから、それらを保全するとともに、観光資源として積極的に活用

していきます。

c. 地域地区などの見直し

土地利用の動向にあわせた用途地域の見直しを検討するとともに、白地地域において、良好な環境を阻害する恐れのある地域については、特定用途制限地域の導入を検討するなど、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用を誘導します。

また、機能集約型の都市構造の実現に向けて、中心市街地以外での大規模集客施設の立地を規制する特別用途地区等を指定・運用します。

準防火地域については、現在の土地利用状況を踏まえ、用途地域等の指定状況と、県の指針などとの調整を図りながら、指定範囲の適正化に向けた検討を行います。

d. デジタル技術の活用

デジタルマップや都市計画情報のオープンデータ化など、土地利用に関する情報を可視化することにより、市民の利便性向上や、まちづくり関連施策への活用（合意形成の促進、施策効果の分析など）を図ります。

(2) 道路・交通施設に関する方針



① 基本方針

本県北部地域における中心都市として、福岡都市圏や佐賀都市圏との交流を促進する広域的連携を強化するとともに、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向け、地域間の連携を促進するための交通ネットワークの強化が重要です。

広域的連携においては、西九州自動車道、佐賀唐津道路の高規格幹線道路等の整備促進を活かして、観光資源を活用した交流人口の増加や、港湾機能と連携した産業振興による地域活力の向上につなげていくことが必要です。

一方、地域間連携については、公共交通の充実および交通施設間の連携強化により、各地域間の円滑な移動環境を形成し、各地域が持つ個性の相乗効果による魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。

特に、高齢化の進行著しい本市においては、道路交通環境の充実とともに、公共交通による生活利便性の確保が重要な課題であり、環境負荷の低減の面からも有効な手段であることから、地域の移動ニーズを踏まえた交通ネットワークの形成と活用を進めていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、道路・交通施設の整備を進めてきます。

○交流を促進する交通ネットワークの整備促進

都市・農村交流、観光交流および物流などを通して経済の活性化を図るため、高規格幹線道路や主要幹線道路などの広域交流を促進する交通ネットワークの整備を促進します。

○交通施設の機能充実・連携強化

人の移動や物流の利便性向上による快適な移動環境を構築するため、鉄道駅、バスセンター、港湾などの交通結節点の機能充実、連携強化、および公共交通の利便性向上を図ります。

○公共交通事業者と連携した利便性の高い交通まちづくりの推進

高齢者等の交通弱者をはじめ全ての人が暮らしやすい都市づくりを目指し、ユニバーサルデザインの理念に基づく道路交通環境のバリアフリー化や、通学路の安全確保を図るなど、安全・快適な交通環境の整備を促進します。

また、地域の実情に応じたデマンド交通等への交通モードの転換のほか、次世代モビリティサービスの導入検討など、公共交通事業者と連携した利便性の高い交通まちづくりを推進します。

② 道路・交通施設の整備・誘導の方針

段階構成に基づく道路網や、住民生活を支える公共交通施設、および道路交通環境の整備の方向性を整理します。

(ア) 道路

■高規格幹線道路等（高速交通体系）の整備

- ・本市の道路網の骨格を形成し、福岡都市圏および佐賀都市圏との交流・連携を促進する道路として、佐賀唐津道路、西九州自動車道およびアクセス道路の早期整備を推進します。
- ・高速交通体系の整備効果を踏まえ、企業誘致や観光産業との連携など、戦略的なまちづくりを展開します。

■主要幹線道路、幹線道路の整備

- ・市内30分圏域の交通網整備による地域内交流の促進や、産業・物流拠点の機能強化を図るため、国道204号をはじめとした国県道整備による道路ネットワーク強化を促進します。
- ・「観光周遊ルート」として位置づけられた路線については、案内標示整備などのサイン計画の実施や、交差点改良による交通渋滞箇所の緩和など、来訪者の回遊性向上を意識した取り組みを展開します。

■補助幹線道路、生活道路の整備

- ・市街地を形成する道路については、市街地内における円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、産業の振興等に向けて、適切な配置を考慮し、整備を推進します。
- ・安全な道路環境確保のため、集落内の狭隘道路の整備を進めるとともに、地域自治組織との連携により、交通安全施設の設置などを進めます。
- ・中心市街地や城内地区などにおいては、観光都市としての景観向上を図るためにも、電線類の地中化や、裏配線などの実施に努めます。

■人にやさしい道路環境づくりの推進

- ・誰もが安全に、安心して利用できる道路環境づくりのため、歩行者、車いす利用者等を優先した歩道の整備など、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を促進します。また、横断面構成の見直しによる歩行者空間の確保、カーブミラーや街路灯などの交通安全施設の充実、通学路の安全確保、街路樹の整備など、歩行者の安全が確保され、景観や防犯にも配慮した道路環境の整備を図ります。
- ・まちなかにおいては、賑わいや魅力向上につながる「歩きたくなる」歩行空間の整備を検討します。

■交通渋滞などの解消を図る道路の整備

- ・交通渋滞の要因となっている唐津大橋の4車線化や大土井交差点の改良について、関係機関と連携しながら、事業実施環境の整備に取り組むとともに、中心部の未整備都市計画道路については、事業化を検討します。

- ・通勤時など日常的に交通渋滞が発生する唐津城や松浦橋周辺等について、交差点改良や公共交通の充実等により、円滑な交通環境づくりを進めるとともに、老朽化している松浦橋については、改修による長寿命化や、架け替えの早期事業化を推進します。

■ 中心市街地と海（水辺）との連携を促す道路空間づくり

- ・キャスルベイ（唐津城が見える海）として親しまれている本市の海を身近に感じることのできるよう、案内標示や通りのデザイン統一、「水辺のプロムナード整備」などの道路空間づくりを、市民協働により検討します。

■ 道路施設の適切な維持管理（整備から維持管理へ）

- ・道路施設（橋梁、舗装、照明、法面など）の老朽化対策として、劣化の状況に合わせた適切な補修を検討し、長寿命化を図ります。
- ・道路の管理コストの縮減や市民の参加意識の醸成のためにも、沿道の草刈、路面清掃など、身近な道路の維持管理においては、自治会やまちづくり組織等との連携のもと、地域住民が積極的に関わられるような仕組みづくりを進めます。

（イ）公共交通等

a. バス

- ・地域間・地域内を結ぶ路線バス等について、通学や通院・買い物等の利用ニーズに対応しながら、佐賀県や隣接市町との連携による路線の再編を図り、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めます。
- ・地域の状況を考慮しながら、デマンド交通等への交通モードの転換を図るとともに、地域が主体となった輸送方法の導入など、安全を確保しつつ、より柔軟な移動手段の確保について検討を進めます。
- ・路線バスの結節点となっている大手口バスセンターとJR唐津駅との接続を強化し、利用者の利便性向上を図ります。
- ・中心部と周辺地域、および周辺地域相互を連絡し、生活上重要なバス路線については、国の補助要綱等の制度に基づき、路線の維持に努めます。

b. 鉄道

- ・通勤・通学者等の利用者の利便性向上のため、駅などの交通結節点における多様な交通手段の連携による乗り継ぎの円滑化や、駅構内および周辺のバリアフリー化、並びにパーク&ライド駐車場、駐輪場の整備を推進するとともに、筑肥線の複線化・高速化について、JRと協働で検討します。
- ・JR唐津駅については、北口広場の機能を再構築することにより、駅利用者の利便性向上を図るとともに、ふるさと会館の民間移行も見据え、唐津駅から商店街への回遊性を高め、中心市街地の再生・賑わい創出を図ります。

c. その他の公共交通

- ・関係機関や交通事業者等と連携しながら、公共交通へのデジタル技術等の活用（AIオンデマンドタクシーの利用拡大、九州MaaSの推進、自動運転等の次世代モビリティサービスの実証実験など）を図ります。
- ・グリーンスローモビリティ等のハード面、企画乗車券の充実等のソフト面について、関係機関とともに検討し、来訪者が気軽に周遊できる環境を構築します。
- ・離島航路については、島民の利便性および観光利用にも配慮した航路の維持を検討します。

(ウ) 港湾

■ 高速交通体系整備と連携した港湾機能の充実

- ・本市の港湾整備においては、将来的に西九州自動車道、佐賀唐津道路の高規格幹線道路等との連携を見据え、港湾機能の高度化（物流需要の変化への対応など）による産業振興に努めます。
- ・唐津港東港地区は、クルーズ船の寄港地、また、震災時の緊急輸送基地として、港湾施設機能の充実・活用を促進し、人・物・情報の交流拠点、国際観光・交流拠点としての利活用を図るべく、関係機関との協議を重ねていきます。
- ・唐津港水産ふ頭地区は、物流機能の充実とともに、市場機能の整備による玄海水産物のブランド化など、水産基地としての生産機能向上を図ります。
- ・呼子港は、離島航路および遊覧船等の発着地としての機能強化を図るとともに、イベント広場等、観光・レクリエーション機能を含む総合的な港湾空間の形成に向けて整備を推進します。
- ・その他の港湾についても、地域生活を支える施設として、計画的な維持・管理に努めます。

■ 市民協働のみなとまちづくりの実施

- ・港が身近に利用できる憩いの空間となるよう、地域住民が主体となったみなとまちづくり組織などの地域活動を継続実施していきます。
- ・「みなとオアシス」に登録されている唐津港、呼子港は、観光・交流拠点として、港・海岸の景観、歴史、文化遺産、食、レクリエーションなど、港を活かした市民参加型みなとまちづくりの取り組みを進めていきます。

(3) 公園・緑地に関する方針



① 基本方針

住んで楽しい、安心して生活できるまちづくりを進めていくためには、市民に身近な生活環境の向上が必要不可欠です。公園・緑地はその重要な要素であるため、身近な公園の整備・充実などの課題解決とともに、地域の魅力を活かした公園・緑地の整備を進めていくことが必要です。

特に本市においては、都市公園だけでなく、玄海国定公園や天山、八幡岳、脊振北山県立自然公園をはじめとする美しく豊かな自然や、日本農村の原風景である田畑や雑木林などの里地里山が豊富に存在することから、これら地域特性を活かした公園・緑地整備も、個性ある地域づくりのためには重要です。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、公園・緑地の整備・誘導・保全を進めていきます。

○公園・緑地の適正配置（量的充足）

公園・緑地は、市民生活において身近な憩いの空間として、災害時には避難場所として、また、近年においては環境負荷の低減要素として、重要な役割を担っています。このため、地域の緑の拠点となる広域的公園の配置、および身近な公園が不足している地域への新たな公園整備を進め、適正配置に努めます。

○公園・緑地の機能向上、維持・管理・運営への市民参加（質的充足）

公園・緑地整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考えに基づき、既設公園については、施設の老朽化の状況や、多様化する利用者ニーズ等を踏まえた機能更新（再整備）を行うとともに、統合・再編も検討します。また、公園・緑地の維持・管理・運営について、日頃から利用する市民が参画できるような体制づくりも検討していきます。

○豊かな自然と共生する魅力あるまちづくり

ゆとりと豊かさを実感できる空間づくりのため、公園以外の緑の要素として、玄海国定公園や県立自然公園に指定された本市の骨格を形成する海、山、川や、田畑、雑木林等の里地里山など、現存する緑を積極的に保全・育成するとともに、宅地内緑化などの市民の取り組みを促すことにより、みどり豊かな空間形成に努めていきます。

○市民協働や公民連携による公園・緑地の管理運営等

公園・緑地の管理運営にあたっては、市民協働や公民連携など、市民や事業者とともに、より効果的な管理運営ができるような仕組みをつくり、公園・緑地の魅力向上、および周辺エリアを含む地域全体の価値・魅力の向上に努めます。

② 公園・緑地の整備・誘導・保全の方針

■緑の拠点の配置

- ・「緑の拠点」は、自然とのふれあいや地域住民同士のスポーツ等を通じたコミュニケーションなど、多様なレクリエーション需要に対応していくために、地域生活圏ごとに設定し、機能充実を図ります。
- ・本市全域では、風致地区に指定されている「虹の松原」「鏡山公園」「舞鶴公園（唐津城）」および「大島市民の森」を緑の拠点として位置づけ、市民の憩いの空間としての維持を図ります。
- ・特に国の特別名勝にも指定されている「虹の松原」については、観光資源であるとともに、市民が親しめる身近で重要な「緑」であることから、国、県との連携および市民との協働により、「虹の松原再生・保全事業」を推進します。
- ・中心部においては、総合公園である「松浦河畔公園」および「体育の森公園」を緑の拠点として位置づけ、永続的に利用が図れるよう計画的な維持・管理を行います。
- ・その他周辺地域においては、総合公園や運動公園、地域の特徴ある公園などを緑の拠点として位置づけ、機能充実等を図ります。

■国定公園、県立自然公園の保全

- ・本市の沿岸部に広がる美しい海岸線や、市南東部に広がる豊かな山林などは、本市の誇るべき美しい自然環境です。これらを後世に引き継いでいくためにも、国定公園、県立自然公園としての指定を維持し、保全を図ります。

■身近な生活圏における公園の整備

- ・市民の日常生活に密着した街区公園、近隣公園、児童遊園等については、市民からの要望も高いため、誘致距離や防災面を考慮しながら、適正に配置します。
- ・既存公園についても、老朽化した施設の更新等により、整備水準の向上を図るとともに、適切な維持管理を行うことで、利用者の満足度、ひいては地域コミュニティの向上に寄与するよう努めます。
- ・公園整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考えに基づいて、誰もが利用しやすく、楽しめる公園づくりに努めます。

■既存公園の再編検討

- ・唐津地区には団地公園や児童遊園など多数の公園が分布しているものの、老朽化や小規模で使いづらいなどの理由により、あまり利用されていないところも目立ってきています。そのため、利用状況や周辺の公園配置状況などを考慮した上で、立地適正化計画と整合しながら公園の再編も検討していきます。

■地域の特色を活かした公園の整備

- ・多様化する市民ニーズへの対応や、他都市との交流拡大のためにも、松浦川、玉島川、虹の松原、立神岩などの自然資源や、唐津城、名護屋城跡などの歴史・文化資源など、本市の持つ地域資源を活かした公園整備を推進します。

■水と緑のネットワークの整備

- ・市民や来訪者が、どこを歩いても公園の中を散歩しているような安らぎを実感できるよう、幹線道路や河川沿いの植樹とともに、屋上緑化や壁面緑化など、公共施設や宅地内の緑化を進め、点在する公園・緑地をネットワークすることで、みどり豊かで快適な都市環境の形成を推進します。
- ・本市の都市骨格である松浦川の河口部については、水辺の回廊の整備・延伸等により、松浦河畔緑地や緑の拠点である松浦河畔公園、体育の森公園など、水辺や公園相互のアクセス性を向上し、連携を強化します。
- ・長年人の手が加わり続けることで維持されてきた田畑、ため池、雑木林などの里地里山も身近な自然環境であるため、生活に安らぎと潤いを与えてくれる緑として積極的に保全・育成していくとともに、環境学習の場としても活用していきます。
- ・地区計画や建築協定、緑花推進条例等を活用するなどして、市民協働による緑化を推進します。

■環境負荷低減のための取り組み

- ・近年、温室効果ガスの排出による地球温暖化や緑地・水面の減少など、都市環境の悪化が深刻な問題となっています。地球温暖化の緩和に向けた取り組みとして、道路や屋上・壁面の緑化など、都市内における緑化空間の創出を図ります。

■市民協働による維持管理・運営

- ・地域の身近な公園は、日常の憩いの場、災害時の避難場所として地域住民と密接に関係してくるため、維持管理においても、自治会やまちづくり組織等との連携のもと、地域住民が積極的に関わられるような取り組みを進めます。
- ・公園及びその周辺地域の賑わいを取り戻し、地域全体の魅力向上及び持続的な維持管理を図るため、民間事業者との効果的な連携による公園・緑地の管理運営の仕組みづくりを進めます。

(4) 上水道・下水道に関する方針



① 基本方針

市民が安全に、安心して生活していくためには、水は欠かすことのできない貴重な資源ですが、本市の上水道・下水道の整備率は、地域により偏りがみられることから、誰もが安心して快適に生活できる居住環境の形成に向け、未普及地区の解消を進めていくことが必要です。

また本市は、松浦川、唐津湾など美しく豊かな水面を有しており、これらは貴重な水資源となるだけでなく、市民や観光客に安らぎと潤いを与える重要な要素となっています。このような地域の魅力を守り育てていくためにも、下水道整備をはじめとした生活排水対策が必要とされています。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、上水道・下水道の整備を進めていきます。

○災害等の緊急時にも安全な水を安定して供給できる施設等の整備

水道は、市民生活や社会経済活動に必要不可欠なライフラインです。そのため、平時はもとより、自然災害などの緊急時においても、基幹的な水道施設の安全性が確保され、市内全域にわたって、安全な水を安定して供給できるような体制づくりと、施設の整備・更新を進めます。

○生活排水対策による良好な水質環境の確保

誰もが安全に、安心して暮らせる快適な都市づくりを進めるため、地域間格差のない均衡ある居住環境整備を進めていきます。

また、玄海国定公園に指定された美しく豊かな沿岸部を保有する本市においては、その良好な水質環境の確保を図っていくことが重要です。下水道整備は、河川・海洋などへの汚水の流入による公共用水域の汚濁防止という重要な役割を担っているため、地域の実状に応じた生活排水対策により、良好な水質環境を確保していきます。

② 上水道・下水道の整備・誘導の方針

(ア) 上水道

■浄水場の再編（統廃合）

- ・浄水場については、浄水施設統廃合計画を策定し、計画的に浄水施設の更新、統廃合を進めることにより、合理的な施設運営を図ります。

■配水施設の整備

- ・耐震性配水管への更新により、災害に強い水道網の整備を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。
- ・災害時に重要な拠点となる医療機関や福祉施設、公共施設等に安定的に水道水を供給するため、老朽化した水道管を耐震性のある水道管へ更新していきます。

(イ) 下水道

■汚水処理の推進

- ・市街地においては公共下水道を中心とした生活排水対策を、郊外の集落地などにおいては特定環境保全公共下水道、農業・漁業集落排水、および合併処理浄化槽等による対策を行うなど、各地域の実情に応じた生活排水対策を講じることにより、汚水処理人口の普及率向上を図ります。

■災害に強い下水道の整備

- ・近年の異常気象による集中豪雨や台風による浸水被害を未然に防ぐため、河川改修や雨水貯留、浸透施設の整備との連携を図りながら、公共下水道の雨水幹線の整備・拡充を計画的に進めます。
- ・地震など突発的な災害発生時にもその機能が維持されるよう、下水道管路等の耐震性向上を図ります。

■下水処理水等の有効活用

- ・処理場で発生する下水処理水については、循環型社会の実現に向けて、緑地・農地への利用や都市空間における水辺環境の創造などへの再利用を進めます。
- ・浄水センターエリアにおける多様な再生可能エネルギー設備（太陽光、レンズ風車、地中熱など）のひとつとして、下水バイオガスの活用を図ります。

(5) 河川・海辺に関する方針



① 基本方針

本市には、松浦川、徳須恵川、巖木川、玉島川などの河川が多数流下していますが、十分な整備がなされていない箇所もあることから、市民の生命と財産を守る河川環境の安全性確保が最重要課題となっています。

一方で、唐津湾や松浦川などに代表される水辺空間は、豊かな自然や美しい景観により安らぎを与えるとともに、享受される海産物などの豊かな海の恵みにより、観光客を呼び込む貴重な観光資源にもなっています。

将来の都市づくりにおいては、水辺空間における安全性の確保と、地域資源としての活用の観点から、河川・海辺の整備を進めていくことが重要です。

これらのことから、以下の基本方針により、河川・海辺の環境整備を進めていきます。

○流域治水の考え方に基づく安全な河川環境の整備

松浦川、徳須恵川、巖木川、玉島川をはじめとした市内を流下する中小の河川については、集水域から氾濫域にわたる流域全体を一体的に捉える流域治水の考え方にに基づき、関係機関等と連携を図りながら、流域への浸水被害に対する安全性確保のための整備を進めます。

○生物多様性が確保された親しみのある河川環境の保全

河川とのふれあいの場や、河川景観の維持・形成、多様な生物環境の保全など、地域住民が河川を身近に感じることができる良好な河川環境づくりを進めていきます。

○美しい海浜の保全と親しみある海辺のまちづくり

沿岸域は、玄海国定公園に指定された、白砂青松、風光明媚な美しい風景が広がっており、これら景観や多様な生態系などの自然環境を保全するとともに、身近な憩いの空間として、市民や来訪者が利用しやすい環境整備に努めます。

また、海浜清掃などの市民活動を通して、環境学習の場としての利用も図るなど、市民の環境に対する意識の醸成にも努めていきます。

② 河川・海辺の整備・誘導の方針

(ア) 河川

■流域治水の考え方に基づく河川環境の整備

- ・気候変動の影響により頻発・激甚化する水害への対策として、河川改修の未整備区間においては早急な整備を図ります。
- ・河川の整備・改修にあたっては、集水域から氾濫域にわたる流域全体を一体的に捉える流域治水の考え方にに基づき、関係機関等と連携を図りながら、整備等を進めるとともに、河川の土砂堆積状況や護岸損壊の危険性等を把握し、堤防強化対策等が必要な箇所においては順次対策を実施するなど、治水安全度の向上に努めます。
- ・河川堤外においては、流域内の土地がもつ貯留浸透機能の保全・向上を図り、雨水の流出を抑制するとともに、雨水を分散し、河川への流速を遅らせることにより、洪水を抑制します。
- ・また、流域治水の推進にあたっては、治水対策に加え環境分野の取り組みも重要であることから、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然川づくりに努めるとともに、松浦河畔遊歩道など、地域住民が身近に水辺に触れ、親しめるようなゆとりある親水空間の整備を促進します。
- ・頻発・激甚化する水害への危機管理として、防災マップ等による市民への啓発活動や、流域における総合的な治水対策として、関係者と連携し、流域内における宅地開発や森林開発などに対しては、調整池を設置するなどの適切な指導に努めます。

■多様な機能を持つ河川環境の保全

- ・松浦川河口部においては、砂質干潟・塩生湿地の保全を図り、水域と陸域の連続性に配慮した水際の多様化を図ります。
- ・下流域への流木流出による環境悪化や災害発生を防止するためにも、森林環境の保全とともに、関係機関との連携による流木対策について検討します。
- ・下流域におけるごみ対策については、市民意識の醸成に努めながら、市民協働により取り組んでいきます。
- ・松浦川沿川のアザメの瀬における自然再生事業や、徳須恵川での「水辺の楽校」、巖木川での「出逢いの水辺」、町切の水車など、生態系や自然環境について学ぶことができる環境学習の場としての機能にも配慮した空間づくりを推進します。

■都市骨格となる松浦川沿川の景観整備

- ・本市の都市骨格となる松浦川の沿川においては、松浦河畔公園、遊歩道などの公共空間や、見帰りの滝、鶴殿の石仏などの観光資源も豊富に存在し、また、沿線住民によるあじさい、菜の花、コスモスなどの「花」を活かしたまちづくり活動も行われていることから、これら松浦川沿川の歴史・文化を活かしながら、地域住民と一緒にした景観整備を行っていきます。

(イ) 海辺

■美しい海辺の保全

- ・玄海国定公園内に位置する呼子の海辺や肥前町のいろは島、虹の松原や砂浜、唐津湾に浮かぶ鳥島、高島など、唐津らしい風景や多様な生態系を有する自然環境の保全に努めるとともに、海からの視点にも配慮するなど、景観計画と連携した唐津らしい風景づくりに努めます。
- ・浜崎海岸や東の浜、西の浜などの砂浜においては、快適で潤いのある海岸環境の保全と創出を図るため、砂浜の保全や生物の育成・生息地の確保を図り、景観上も優れた、人と海との自然のふれあいの場を整備します。

■ヨットやシーカヤックなどのレクリエーションゾーンとしての活用

- ・地域住民が日々の暮らしの中で海を身近に感じ、利用できるよう、街なかと海辺、あるいは港をつなぐプロムナードの整備や、ヨット、シーカヤックなど多彩な海洋性スポーツ・レクリエーションが体験できる空間の高度化を図ります。

■市民主体のまちづくり活動への支援

- ・海辺のまちとして個性あるまちづくりを進めていくためにも、地域住民が主体となった海辺のまちづくり活動や「ラブアース・クリーンアップ（清掃活動）」など、市民の海辺の環境に対する意識向上を図る活動を支援します。
- ・本市の代表的な景観要素である海辺の活用を促すため、周辺環境との調和を図りながら、市民協働による安全・安心の水辺空間づくりを進めます。

(6) 市街地・集落地整備に関する方針



① 基本方針

都市中心拠点である中心市街地では、旧高取邸や旧唐津銀行をはじめ、点在する歴史・文化的要素等を活かしながら、「唐津の顔」の確立に向けた取り組みが進められていますが、その一方で、人口減少や市街地の拡散等に伴い、空き店舗等の低未利用地が点在するなどの問題も顕在化しています。

一方、地域生活拠点については、人口が減少していく中においても人々の生活を支え、地域が持続していくために、生活サービス機能の維持・充実が必要不可欠であるとともに、地域産業や観光資源との連携など、地域の特色を活かした地域づくりを進めていくことが必要です。また、将来の地域づくりを見据え、地域住民が主体となったまちづくりと、活動への支援が求められています。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、市街地・集落地整備を進めていきます。

○「唐津の顔」となる都市中心拠点の賑わい空間の形成

都市中心拠点である唐津地区の中心市街地については、引き続き「唐津の顔」となる賑わい空間の形成を図るとともに、唐津全域をカバーするような都市機能や、居住機能を誘導することにより、本市全体の活力をけん引していきます。

○地域生活拠点における永続的に生活できる環境づくり

地域生活拠点においては、今後も地域で安定した生活を営んでいけるよう、日常生活に必要なサービス機能の維持・充実を図るとともに、都市中心拠点や既存集落との公共交通ネットワークによる移動環境を確保することにより、連携強化を図ります。

○快適な生活環境の維持・形成

市民の暮らしの場においては、住民の合意形成のもと、基盤整備および地区計画等の規制・誘導の手法を適切に活用し、良好な居住環境の維持・形成に努めます。

○他事業との連携による一体的・包括的なまちづくりの推進

市街地整備等の場においては、効率的な土地利用、エネルギー利用効率の向上、緑化、公共交通対策など、他事業との連携による一体的・包括的なまちづくりを進めます。

○地域住民主体のまちづくり活動への支援

快適で良好な居住環境を維持していくため、地域住民が主体となってまちづくり活動を行う地域まちづくり団体の組織化や活動に対する支援を行います。

○エリアマネジメントによる低未利用地等の活用

空き家や低未利用地の増加などの課題に対しては、公共空間も含めた多様な主体による土地のコーディネート、管理運営などの取り組みが有効です。このため、地域の価値やコミュニティ機能の維持・向上のため、公民連携のエリアマネジメントによる低未利用地等の活用を検討します。

② 市街地・集落地における整備・誘導の方針

(ア) 市街地（都市中心拠点）

■多極ネットワーク型コンパクトシティの推進

- ・本県北部地域における広域拠点、また、都市に活力を与える都市中心拠点として、利便性の高い魅力ある中心市街地を形成するため、業務、文化、医療、情報等の都市機能や周辺の居住機能の誘導を行い、地域生活拠点と公共交通ネットワークで結ぶことにより「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を進めます。
- ・都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、特別用途地区の指定により、無秩序な立地を制限します。

■ハード・ソフト両面からの中心市街地整備

- ・景観計画の重点区域における景観まちづくりの推進、交通バリアフリー基本構想に基づいた公共施設のバリアフリー化、および観光周遊ルートでの案内標示等の観光インフラ整備を進めます。
- ・市街地および周辺の観光資源等に関する街歩きルートマップの作成など、ハード・ソフト事業が連携した一体的なまちづくりによる賑わい再生を図ります。
- ・車利用の来訪者への対応として、中心市街地の公設駐車場間の連携による渋滞緩和策を推進するとともに、歩行者の回遊を阻害しない駐車場配置の適正化を検討します。
- ・中心市街地の再生にあたっては、都市再生整備計画（唐津市中心市街地地区）に基づく公共公益施設の整備や老朽市街地対策等により、魅力ある空間を形成します。

■低未利用地の有効活用によるまちなか居住の促進

- ・「まちなか居住」を進めるため、空き家の適正管理や有効活用などの空き家対策を推進するとともに、エリアマネジメントによる低未利用地等の活用を検討するなどして、地域における良好な環境や、地域の価値の維持・向上に努めます。
- ・宅建協会や本市への移住を推進しているNPO法人等と連携しながら、空き家情報のデータベース化や効果的な情報発信等により、空き家の流通を促進します。

■土地区画整理事業、地区計画制度等の活用

- ・JR 東唐津駅周辺の土地区画整理事業地区においては、地区計画制度の運用により、良好な居住環境の形成を図ります。また、城内地区においては、高度地区の適切な運用による唐津城への眺望の確保とともに、良好な居住環境の保全に努めます。
- ・その他市街地周辺部においては、無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的な市街地整備を行うため、必要に応じて土地区画整理事業を検討するとともに、地区計画制度等の活用により、良好な市街地の形成を図ります。

■城内地区や唐津くんちなどの地域特性を活かしたまちづくり

- ・城内地区や旧城下町の風情の残る唐津くんちの曳山が巡行する通り、旧高取邸、旧唐津銀行、旧大島邸など、中心市街地には歴史と伝統に育まれてきた赴きのある町並みや建築物が残されていることから、景観計画において指定した重点区域や景観重要公共施設の適切な運用により、継続的に唐津らしい景観の保全、形成に努めます。

■市街地における地域まちづくり団体への支援

- ・地域における様々な課題の解決に向けては、地域が自らの選択と責任において、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。個性と魅力あるまちづくりを推進していくため、市街地におけるまちづくりに取り組む団体に対し、支援を行います。

(イ) 地域生活拠点および既存集落地

■公共サービス機能の維持・向上、既存ストックのまちづくりへの有効活用

- ・地域生活拠点においては、今後も地域で安定した生活を営んでいくために、生活関連機能や公共サービス機能の維持・向上を図るとともに、都市中心拠点と地域間を結ぶ公共交通ネットワークの形成のほか、デマンド交通等への交通モードの転換を図るなど、地域の実情に応じた交通手段を確保していきます。
- ・市民センターの空き室、その他活用されていない公共施設については、施設の維持管理に要する財政負担の軽減も考慮しながら、売却・貸付等による民間活用を図ります。

■観光、地域産業との連携による地域づくり

- ・地域生活拠点および既存集落地におけるこれからの地域づくりの方向性としては、地域の観光・交流資源を活用した交流促進を図ることが重要であることから、松浦川沿川など、観光・交流資源が集積している地域においては、市内観光周遊ルートと連携した観光情報発信や案内所などの観光インフラ整備を図り、おもてなし空間の形成による都市と農村との交流を促進します。

■地域特性に応じたまちづくり手法の検討

- ・狭隘道路の目立つ漁村集落等においては、生活道路の整備やオープンスペースの確保など、社会資本整備総合交付金等を活用し、安全な居住環境の形成に努めます。
- ・歴史的価値の高い建造物が現存している呼子地域においては、景観と防災の両面に配慮しながら、「伝統的建造物群保存地区」や「街なみ環境整備事業」など地域特性に応じた整備手法を検討し、他地区のまちづくりをけん引していく先導的事例となることを目指します。

■地域生活拠点における地域まちづくり団体への支援

- ・地域の様々な課題の解決に向けては、地域が自らの選択と責任において、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。個性と魅力あるまちづくりを推進していくため、各地域生活拠点におけるまちづくりに取り組む団体に対し支援を行います。

(7) 景観に関する方針



① 基本方針

本市には、玄海国定公園に指定された美しい海岸、松浦川・玉島川等の豊かな水源、棚田、虹の松原、天山・脊振山系の緑などの恵まれた自然環境や、その懐での人々の生活や大陸との交流の中で育まれてきた唐津焼、伝統的な祭り等の多彩な文化といった、美しくかけがえのない地域の宝を有しており、それらが重なり合い、本市固有の景観を形成しています。

一方、そのような美しい唐津の景観の中において、城内地区での高層マンション建設や、鏡山と虹の松原の風致地区に囲まれた国道202号沿道の商業施設の屋外広告物など、景観を阻害している状況も見受けられます。

魅力ある都市づくりを進めていくためには、地域固有の美しい景観を、市民が誇りを持って守り、育て、後世に伝えるとともに、効果的な活用や、景観と調和した土地利用を図りながら、地域の活性化につなげていくことが必要です。

以上のことより、本市の景観づくりにおいては、市民の誇りである海から山までの自然と、そのなかで育まれてきた歴史・文化などの連続した大景観を守っていくことを念頭に置いた上で、重点的に景観形成に取り組んでいくエリアを明確にし、景観を公共財としてとらえ、市民全体で唐津らしい景観づくりを進めていくこととします。

これらの取り組みを進めるにあたっては、まずは行政が主体となって景観づくりを進めていくことが必要であり、これによって周辺地域の景観づくり・環境保全へと波及させることもひとつのねらいとします。

これらのことを踏まえ、以下の基本方針により、景観の整備・誘導を進めていきます。

○美しくダイナミックな自然地形を活かした景観まちづくり※

玄海国定公園や県立自然公園に指定された美しくダイナミックな連続した自然地形などの貴重な自然を守り、育て、継承するとともに、美しいまちの骨格として保全、活用しながら、魅力ある景観まちづくりを効果的に進めていきます。

○多彩な歴史・文化を活かした景観まちづくり

「唐津くんち」に代表される祭りや行事、人々の暮らしによって培われてきた町並みや集落など、本市の懐には多彩な歴史・文化が息づいており、それらが特徴ある景観を形成しています。こうした本市固有の歴史・文化を保全・活用することにより、伝統的な魅力を継承していくとともに、人々の暮らしや佇まいに彩りや個性を感じさせる都市空間の形成を目指します。

○景観計画重点区域における景観形成施策の推進

前述のような自然地形や歴史・文化を有する本市において、景観まちづくりに関する施策を特に推進していくエリアを景観計画の「重点区域」に指定しています。これら重点区

域においては、唐津らしい景観形成に向けた取り組みを重点的に実施していきます。

○唐津らしい景観をつくる市民協働による景観まちづくり

景観まちづくりにあたっては、「唐津らしい景観」の共通認識づくりを進めながら、景観形成のルールづくりを、市民協働により進めていくことが重要です。

そのためにも、既存制度の活用とともに、唐津独自の景観に関するルールを定め、「唐津らしい景観」を後世にまで受け継いでいくことを目指します。

また、景観に対する取り組みの際には、道路や鉄道などの公共空間単位や、敷地や建物単位で考えるのではなく、道路や街並みを含めた連続した空間単位としてとらえるなど、公共空間と周辺環境とのつながりに配慮した景観づくりを進めていきます。

※景観まちづくり：景観を視点としたまちづくりを進めることにより、美しい景観を保全することに加え、効果的な景観の活用を図ることにより、観光の振興、地域の活性化を図ることも視野に入れた取り組みのことで
す。（参考：唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針）

② 景観に関する整備・誘導の方針

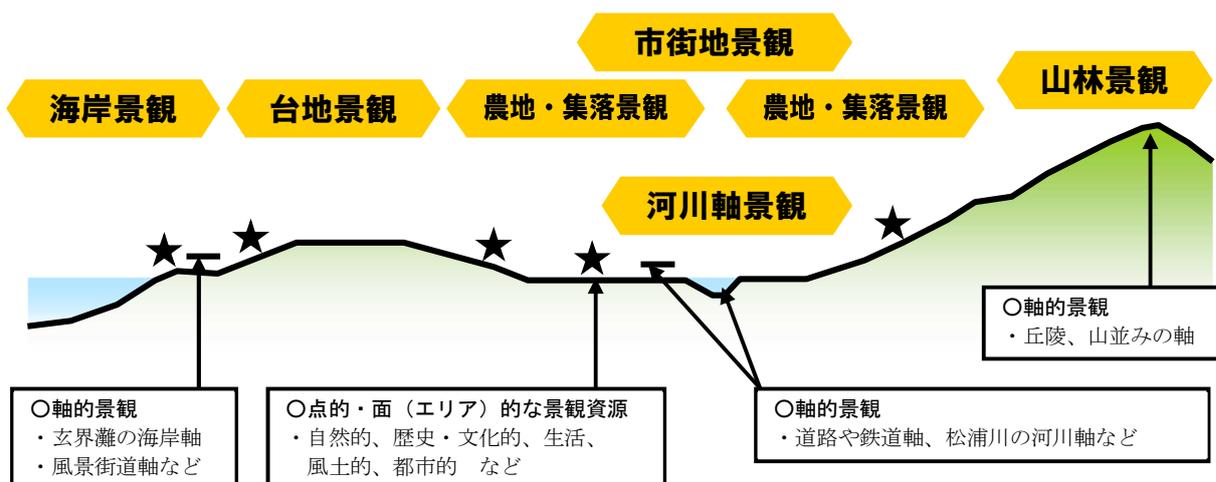
景観に関する整備・誘導の方針は、海、市街地、川、山林など連続した大景観についての方針である「(ア) 連続した大景観についての方針」、地形条件や土地利用条件等別の方針である「(イ) 景観構造別の景観まちづくり方針」、およびそれらの展開方針である「(ウ) 景観まちづくりの具体的取り組み方針」の3項目で整理します。

(ア) 連続した大景観についての方針

海、市街地、川、山林などのダイナミックな自然景観が連続し、大景観を形成しているのが本市の景観的特徴であり、そのことが唐津市の都市の成り立ちとも深く関係しています。この点を踏まえ、風致地区や自然公園法などの既存の法制度の適切な運用を図りつつ、景観法に基づく景観計画において重点的に景観づくりを進めていく「重点区域」を定めるなどして、今後も本市の特徴的な大景観の保全に努めます。

(イ) 景観構造別の景観まちづくり方針

本市の地形条件や土地利用の状況等により以下の6つの景観構造に分類した上で、景観構造ごとに景観まちづくり方針を整理します。



α. 海岸景観

- 本市の北部から西部にかけて広がる沿岸部は、リアス式海岸や沖合に浮かぶ島しょ群など変化に富んだ独特の風景が広がっていることから、海岸の眺望性と魅力を活かした景観まちづくりを目指します。
- 海岸域には立神岩、七ツ釜、波戸岬、いろは島、棚田などの景勝地が多数点在することから、眺望場所の整備など、海岸景観を楽しむための対応を進めます。
- 沿岸部の代表的港町であり、歴史的価値の高い建造物も残る呼子地区については、「呼子の朝市」など独特の港町景観を形成していることから、自然と海と人々の生活が調和した港町らしい景観まちづくりの先進事例となるよう取り組みます。

b. 台地景観

- ・市西部の内陸部に広がる上場台地は、畑作を中心とする農業や畜産を主体とした土地利用が行われていることから、心に安らぎを与えてくれる親しみやすい農の景観まちづくりを目指します。

c. 農地・集落景観

- ・平野部の田園や里地里山などは、古くから日本人が自然とともに暮らしてきた日本の原風景が広がっていることから、農地や集落の維持、保全、育成の観点も考慮した上で、景観の保全を図っていきます。
- ・斜面の多い本市には、「日本の棚田百選」に選定されている「大浦の棚田」、「蕨野の棚田」（※「蕨野の棚田」は国の「重要文化的景観」にも選定されている）などもみられることから、これら農村の原風景の保全とともに、幅広い来訪者と交流する場としての活用や、他地域に分布する棚田との連携などを視野に入れた景観まちづくりを目指します。

d. 市街地景観（唐津湾周辺ゾーン）

- ・中心市街地に位置する唐津城や城内地区は、「城下町唐津」を象徴するシンボルであり、これを活かした歴史的町並みを面的に形成していくとともに、都市機能が集積する当地区周辺の建造物については、歴史的な町並みと調和した景観まちづくりを進めます。
- ・再生が望まれる中心市街地の商店街、バスセンター周辺の商業地区、古い家並みが色濃く残る魚屋町・大石町等の曳山巡行の町並み、唐津藩御用窯跡があり窯元が並ぶ御茶盃窯通り、および唐津港周辺については、恵まれた自然・歴史・文化的資源を活かしつつ、市民や来訪者が親しみ、集い、にぎわいが生まれる景観まちづくりを目指します。

e. 山林景観（天山・脊振山系ゾーン）

- ・本市の東部から南部にかけて広がる天山・脊振山系の山並みは、本市を取り囲む連続した緑として重要であり、松浦川や玉島川の源流を支える貴重な自然環境でもあります。森林資源としての維持・保全を基本としながら、眺望スポット、自然体験・学習の場、自然観察など、森林を活用した活動が可能な景観まちづくりを目指します。

f. 河川軸景観（松浦川沿川ゾーン・玉島川沿川ゾーン）

- ・松浦川、巖木川、徳須恵川、玉島川などの上流には川本来の自然が残されており、背景となる緑とともに保全を図りながら、美しい河川景観の形成、川遊びなどの水辺の自然に触れることができるスポットづくりなど、それを活用した景観まちづくりを目指します。
- ・松浦川沿川においては、市民協働による景観まちづくりをさらに推進していくことにより、周辺の景観資源の魅力を一層高めていきます。

(ウ) 景観まちづくりの具体的取り組み方針

景観まちづくりを進めるにあたっての具体的取り組み方針について整理します。

■自然や歴史的資源を活かした景観形成

- ・観光・交流軸に設定した山間部、沿川、沿岸部、および地形を活かした棚田や雄大な田園風景などの自然景観、並びに唐津城内地区や曳山巡行の町なみ、呼子の町なみなどの歴史的資源を積極的に取り入れた個性ある良好な景観形成を図っていきます。
- ・このうち、呼子の町なみについては「伝統的建造物群保存地区」や「街なみ環境整備事業」などの手法を検討しながら、歴史的な町なみの保全・活用を促進します。

a. 制度等を活用した景観まちづくり

■景観条例、景観計画等を活用した景観まちづくりの推進

- ・良好な景観形成に向けて、建築協定、緑化協定、景観法に基づく景観協定等の活用を図るとともに、「景観形成基本方針」「景観まちづくり条例」および「景観計画」を活用した景観まちづくりを推進します。
- ・特に、後世に残すべき唐津らしい景観を有する城内地区、曳山通り、松浦川沿川、虹の松原、波戸岬から呼子、七ツ釜、立神岩にかけての海岸域、七山などのエリアについては、景観計画等の制度を活用しながら、重点的に景観づくりを進めていきます。

■景観形成ガイドラインの整備・運用

- ・城内地区・曳山通りの景観形成ガイドラインや公共施設景観ガイドラインを運用しながら、他の地区の景観形成も視野に入れた唐津らしい景観を守り育てる取り組みを進めます。
- ・市内全域において、本市全体の景観に大きな影響を与える大規模な建築行為等や開発行為に対し、景観計画に基づく届出を義務化し、基準への適合による緩やかな景観誘導を進めます。

■屋外広告物対策の推進

- ・地域の景観と調和した屋外広告物とするため、佐賀県屋外広告物ガイドラインを活用し、県と役割分担しながら、良好な景観形成に努めます。
- ・特に、観光・交流軸周辺における景観との調和を図り、沿線住民を含めた管理・運用により良好な唐津らしい景観の保全に努めます。

b. 市民協働による景観まちづくり

■市民活動への支援・制度の充実

- ・「唐津らしい景観」に対する共通認識を深め、良好な景観づくりを市民全体で盛り上げていくためにも、イベントの開催や、広報、ホームページを通じた景観まちづくりの先導的な取り組み事例の紹介など、普及啓発に向けた取り組みを進めていきます。
- ・市民の「景観」に対する意識向上を図る取り組みを通して、市民協働による景観ガイドラインを策定し、事業の計画段階においても市民意向を反映させる仕組みづくりなど、景観を公共財としてとらえたルールづくりを検討します。

- ・ 景観に関するルールづくりに市民が参画することにより、一人ひとりの景観に対する意識を高め、地域で取り決めたルールや活動を通して、快適性と統一性のバランスが調和した生活空間の形成を目指します。
- ・ 行政だけでなく、市民、事業者が積極的に景観づくりに携わり、良識ある景観づくりを進めるため、景観まちづくりを行う市民団体等への専門家の派遣や、活動費用の一部負担などの支援を検討します。
- ・ 自然公園区域などの景観資源周辺における大規模な施設の建設に対しては、景観に配慮した施設となるよう、主な眺望点や視点場からのイメージを確認し、市民協働により、周辺と調和した景観保全に努めます。
- ・ 「美しい景観の地区」または「地域を象徴する建造物」を佐賀県が認定する「佐賀県遺産」については、市民協働により保全・活用に取り組みます。

c. 景観まちづくり推進のための体制づくり

■ 景観形成に関する分野横断的な体制づくり

- ・ 景観まちづくりは、幅広い分野に関連する取り組みであるため、各部署と連携した推進体制づくりに努めます。
- ・ 外部の専門家を交えた景観まちづくり専門家会議や、市民主体の景観まちづくり推進委員などの専門的な意見を取り入れながら、市民主体の景観づくりに努めます。

(8) 環境に関する方針



① 基本方針

人々の社会経済活動の活発化に伴い、地球規模での環境問題が深刻化する中、今後の都市づくりにおいては、環境に配慮した取り組みを進めていくことが重要です。

本市は、玄海国定公園や県立自然公園をはじめとする美しく豊かな自然環境や檜原湿原における貴重な生態系などの自然的要素の中に、都市的環境が調和して形成されています。

今後も、これらの良好な自然環境の保全を基本とし、環境共生型のまちづくりを目指して取り組んでいくことが必要です。

本市は、海、市街地、河川、農地、山林などの様々な要素で構成されていることから、市内でエネルギーや農産品等が循環できるような循環型社会の構築など、都市の将来像を見据え、環境面に配慮した持続可能なまちづくりを目指して取り組んでいくことが必要です。

このようなことを踏まえ、以下の基本方針により環境に関する整備・保全・活用を進めていきます。

○保全すべき自然環境の明確化と保全・活用の推進

本市には、玄海国定公園、天山脊振県立自然公園などをはじめとする豊かな自然環境に加え、その懐には、地域の祭りや唐津焼をはじめとする歴史ある伝統・文化が息づいているなど、他の都市では得難い豊富な資源を有しています。

これら地域の宝を後世に継承していくためにも、守るべき自然・生態系を明確化し、その保全方策を講じるとともに、都市的環境との調和を図りながら、人と自然がふれあえる多様な空間づくりを進めます。

○環境負荷を低減するまちづくり政策の推進（脱炭素型都市づくりの推進）

温室効果ガスの増加による地球温暖化など、環境負荷の増大が深刻化する中において、土地利用の誘導、道路網の整備、公共交通体系の充実等により、多極ネットワーク型コンパクトシティを形成し、環境負荷の低減を図る脱炭素型社会を実現するまちづくり政策を進めていきます。

② 環境に関する整備・保全・活用の方針

■守るべき自然環境の明確化

- ・市西部から北部に広がる玄海国定公園は、本市を代表する自然景観の広がる地域です。この環境を後世に継承していくためにも、生活排水対策等との連携により、環境の保全に努めます。
- ・鏡山、虹の松原等の風致地区については、市街地に隣接する貴重な自然環境であり、人々に安らぎと与えるとともに、本市のシンボリックな景観となっていることから、その保全を図っていきます。また、鏡山、虹の松原の間を通過する国道202号沿道については、特定用途制限地域等による規制・誘導により、良好な環境の保全に努めます。
- ・七山の檜原湿原は、特に優れた自然環境を有する地区として「自然環境保全地域特別地区」に指定されており、自然再生事業等により、自然植生、生態系を育む自然環境の維持・保全を図っていきます。
- ・国の重要文化的景観に選定されている「葦野の棚田」は、後世に継承すべき地域の宝として、集落住民だけでなく、都市住民や各種団体との連携により維持・保全を図り、都市・農山村交流による地域活力の向上を目指します。

■都市骨格を形成する自然環境（河川、山林）の保全

- ・松浦川、厳木川をはじめとした市内を流れる河川は、市民に身近な憩いの空間であるとともに、上場台地の農業用水としても活用されていることから、生活排水対策との連携により、美しい水辺環境の保全を図っていきます。
- ・市域の約5割を占める森林は、本市の自然環境保全の根幹を成すものであり、水源かん養林や土砂災害防止、温室効果ガス吸収などの機能など、多面的機能を有していることから、林道整備など、適正な森林管理のための林業環境の整備を推進します。
- ・「森林は公共の財産」として、佐賀県との連携による「森林ボランティア」の育成など、所有者だけでなく、様々な立場の人も森林環境向上のために可能な形で関わっていく体制づくりを検討します。
- ・荒廃林については、景観保全や環境保全の観点からも、四季を意識できる広葉樹の植林、あるいは自然に戻す取り組みなど、関係機関や地域住民との連携・協働により、その解消に向けた取り組みを検討します。

■都市的土地利用が活発化する市街地周辺農地における環境保全

- ・市街地周辺および平坦地に広がる良好な農地は、市民が身近なところで自然に触れ、安らぎと潤いを得ることのできる重要な環境要素であることから、その保全に努めます。特に、西九州自動車道、佐賀唐津道路IC周辺の農地においては、将来の土地利用との調整の上、計画的な保全に努めます。

■環境負荷の少ない都市づくりの推進

- ・市街地外縁部への無秩序な市街化を抑制し、都市中心拠点・地域生活拠点への都市機能の集約（都市のコンパクト化）により、環境負荷の少ないカーボンニュートラルな都市構造を形成します。

- ・西九州自動車道および佐賀唐津道路などの高速交通体系や、都市間・地域間を結ぶ国道などの交通網の整備による効率的な走行環境の整備、および公共交通機関への転換促進等により、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・特に公共交通機関への転換については、国や県の助成制度の活用や「唐津地域公共交通計画」に基づき、各地域に適した公共交通の維持・充実の方策を検討します。
- ・唐津市再生可能エネルギー基本計画並びに関連する計画との整合を図りながら、カーボンニュートラルへ向け、太陽光発電、風力発電、水力発電及び下水汚泥等を利用したバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進していきます。
- ・カーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーの導入や適切な森林管理、藻場の再生等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として認証するJ-クレジット、J-ブルークレジットなどの活用を促進します。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けては、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）の観点から、これらを両輪として取り組むことが重要であるため、必要な自然的土地利用の維持・保全に努めます。
- ・屋上や壁面などの緑化による緑化空間の創出、水と緑のネットワークの形成を進めていきます。

■余暇活動への利活用

- ・玄海国定公園、県立自然公園に指定された海・山など、美しく豊かな観光・交流資源を活かし、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどのレクリエーション空間としての利活用や、新たなコミュニティビジネスへの展開についても検討します。
- ・余暇時間の増加に伴い、スポーツやレクリエーション活動の場としての競技場・公園・緑地のニーズも高く、これらの機能が総合的に発揮できるよう、競技場・公園・緑地等の自然的環境の充実を図ります。

(9) 暮らしに関するその他の方針



① 基本方針

頻発する集中豪雨や予期せぬ地震発生など、近年自然災害による被害が大きな問題となっています。特に本市においては、松浦川などの河川流域において浸水が懸念されることから、河川改修などのハード整備だけでなく、地域や各家庭でも取り組めるグリーンインフラ（緑花推進条例による緑化や透水性の高い素材の活用など）の導入を進めるなど、地域防災力の向上を図っていくことが必要です。

一方、唐津地区をはじめ特色ある9つの地区で構成される本市においては、各地域の持つ個性の相乗効果による魅力あるまちづくりを進めていくために、地域間の結びつきを強化することが必要です。そのためには、道路・交通ネットワーク環境の整備・充実だけでは限界があることから、情報基盤の活用により、距離・時間などの物理的ハンディの解消に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

また、これからのまちづくりにおいては、その主役である住民や企業・NPOなどが主体的にまちづくりに参画し、協働・連携により進めていくことが必要不可欠です。

これらを踏まえ、以下の基本方針により、暮らしに関する環境整備を進めていきます。

○災害に強いまちづくりの推進

自然災害が頻発・激甚化するなか、安全に、安心して生活できる環境を整備していくためにも、災害に強い都市基盤の整備や、市民の防災意識の向上、自主防災組織の設置促進など、ハード・ソフト両面から、災害に強いまちづくりを進めていきます。

○情報基盤やデジタル技術を活用したまちづくりの推進

防災面や地域の魅力発信等の有効な手段である情報基盤の活用を推進するとともに、人口減少が進むなか、高度な行政サービスの提供を可能とするため、まちづくりの分野においても、デジタル技術を活用した取り組みを展開していきます。

○福祉分野との連携による暮らしやすい生活環境の形成

高齢者をはじめ誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指し、公共施設や歩行空間のユニバーサルデザイン化、交通弱者対策のほか、医療・高齢者福祉・子育て支援施設等の適正配置など、地域の実情に応じた生活環境を形成していきます。

○地域住民や民間事業者が地域のまちづくりに参画できる環境づくり

地域における良好な環境や、地域の価値を維持・向上させるためには、地域住民や民間事業者等が主体となってまちづくりについて考え、取り組むことが必要です。このため、NPOなどの地域まちづくり団体への支援等のほか、エリアマネジメントの手法を検討するなどして、公民連携による魅力的なまちづくりに取り組みます。

② 暮らしに関する整備・誘導の方針

■災害に強い都市基盤の整備

- ・集中豪雨や台風による風水害や、火災、地震などの災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災空間となるオープンスペースのほか、防災道路や避難所の確保・充実に努めます。また、原子力災害については、玄海町との連携のもと、地域防災計画に基づき、避難所や避難方法などを具体的に定めるものとします。
- ・地すべり等危険区域に立地する住宅については、国・県の助成等を活用しながら、移転を促します。また、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり危険箇所対策が十分でない箇所については、早急に対策を進めます。
- ・消防・防災の拠点となる施設に求められる機能の確保、山間部での代替性のある道路網の構築、水道・ガス施設等のライフラインの耐震化促進など、災害に強い都市基盤の整備を総合的に進めます。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、唐津市防災マップや唐津デジタルマップなどにより、土砂災害や洪水などの危険箇所および危険回避の方法等の情報を、広く市民に提供します。また、地域で率先して防災活動を実践できる人材の育成や、自主防災組織の設置を進めていきます。
- ・同時に、災害情報等の市民への伝達向上を図るため、防災行政無線などの情報通信基盤の活用や、まちづくり情報の発信源である市ポータルサイトの充実など、即時情報の提供により、安全を確保します。
- ・分散型エネルギーリソース（一般企業や家庭などのエネルギー利用者が所有する発電設備、蓄電設備などの総称）の活用・連携により、防災・レジリエンス（災害からの復旧・復興力）の強化を図ります。

■建築物の防災対策

- ・「建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的に建築物の耐震化を進め、安全な住環境の形成を図ります。
- ・一般の建築物については、建て替えとあわせた耐震性・耐火性の向上や、ブロック塀等については倒壊の危険のない生垣の設置を推進するなど、地震に対する防災性の向上を促進します。
- ・公共の建築物については、市役所・市民センター、学校などの災害時の避難場所・避難拠点となる施設について、耐震性の確保、防火水槽の設置等に努めます。

■地域間の結びつきを強める情報基盤の有効活用

- ・地域の均衡ある発展のためには情報格差の是正が必要不可欠であることから、市内全域に光ケーブルを整備し、有線テレビ事業を民設民営化することにより、高速インターネット環境の実現と、情報通信基盤の強化・充実に努めます。
- ・行政手続きやまちづくりなどのあらゆる分野においてデジタル化を推進することにより、地域住民の利便性向上や、地域課題の解決を図ります。

■人にやさしいまちづくり

- ・都市中心拠点や地域生活拠点に、医療や高齢者福祉、子育て支援などの施設を適正に配置・誘導するなど、福祉分野との連携によるまちづくりを進めます。
- ・老朽化が進む公営住宅については、再編・集約建替えを推進し、快適な住環境の整備と、地域コミュニティの維持・向上を図ります。
- ・誰もが利用しやすい都市空間の形成を図るため、歩行空間などのバリアフリー化を進めます。特に、JR 唐津駅から大手口周辺までの中心市街地においては、賑わい空間の形成のためにも、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが安心して歩ける環境づくりを進めます。
- ・市外・国外からの観光客が唐津に訪れ、不自由なく回遊できるよう、情報通信基盤と連携した観光案内所の機能充実、サイン計画、オンデマンドバス（乗客の需要に応じて運行するバス）の導入などの観光インフラ整備により、観光客も快適に滞在できるまちづくりを進めます。
- ・高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域生活拠点周辺においても、同様に歩行空間などのバリアフリー化を進めます。また、交通弱者対策などの地域の実情にあった公共交通のあり方を、地域住民と協働で検討します。

■公民連携、市民参画による協働のまちづくり

- ・本市には、地域のまつりやコミュニティ活動を担う町内会などの地縁団体や、地域の安全を支える消防団はもとより、まちづくり団体やNPO などの市民団体が多数存在していることから、これら組織と行政との協働により、地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。
- ・地域が抱える様々な課題（空き家の増加、環境・景観の悪化、災害リスクの懸念など）に対し、地域住民や民間事業者等が主体となって取り組むエリアマネジメントの手法を検討するなどして、公民連携による魅力的なまちづくりに取り組みます。
- ・地域コミュニティを持続するため、地域の様々な活動を支える人材の確保に向けて、都市部と周辺集落部などとの交流や連携・協働を促進する仕組みづくりに取り組みます。
- ・難解な課題に対しては、行政や専門家とともに、他地域の先進的活動を行っているまちづくり団体との連携による課題解決を図っていきます。また、地区ごとに設置され、当該地区内のまちづくり団体の代表者等で構成される「地域まちづくり会議」を組織することにより、団体どうしが連携しながら、様々な地域課題の解決に取り組んでいきます。